

第三節〈実践編〉

1 近代史料と研究

新聞からみる尼崎の政治

―大正期を中心に―



尼崎市立地域研究史料館所蔵、昭和戦前期新聞スクラップより、昭和十一年四月の尼崎市・小田村合併時各紙新聞記事

はじめに 近現代の政治史研究では、政治家の手紙(書簡)が「一次史料」として重点的に分析されてきました。しかし都市部は、農村部に比べると地域の変動が激しく、この種の史料が残りにくい地域だとされています。地域研究史料館が多くの史料を所蔵する尼崎地域でも、代議士や県会議員、尼崎町・市会議員、合併村の村会議員個人の政治活動に関する史料は、現在のところほとんど発見されていません。

では、尼崎の政治を論じるためには、書簡以外のどのような史料を用いればよいのでしょうか。本項は、新聞を積極的に活用することを、ひとつの手段として提示します。この作業を通して、大正期の尼崎市の政治情勢を素描すること、これが本項の課題です。

近年、都市史研究を中心に新聞の史料価値が見直され、いまや新聞は近現代史研究にとって欠かせない史料といえます。新聞を緻密に分析し、大きな成果をあげたふたつの研究事例を、本項の末尾に参考文献として掲載しました。新聞を用いて尼崎の近現代史を調べようとする際、必ず参考になるはずですので、ぜひ参照してみてください。

新聞を探す・読む 尼崎の近現代史を調べる際、どのような新聞が利用できるのでしょうか。筆者が調べた限りで、尼崎関係の記事が比較的多く掲載されている新聞を(表1)にもとづき紹介します。

まず第一に、『神戸又新日報』と『神戸新聞』をあげることができます。これら二紙は、明治期から昭和戦前期の兵庫県を代表する地方紙です。ただし、両紙に掲載されるのは神戸市関係の記事が多く、尼崎に関する記事は注意深く探する必要があります。

次に、『大阪朝日新聞 神戸附録』『大阪毎日新聞 兵

(表1) 尼崎関連記事を掲載する明治～昭和戦前期の新聞及び、マイクロフィルム所蔵機関一覧

新聞紙名	所蔵機関	所蔵している期間
神戸又新日報	尼崎市立地域研究史料館	明治19年～大正12年、昭和3年9月～14年
神戸新聞	尼崎市立地域研究史料館	明治38年～昭和20年
大阪朝日新聞 神戸附録	尼崎市立地域研究史料館	神戸附録・神戸版 明治33年～昭和20年 阪神版 昭和2年～昭和15年
大阪毎日新聞 兵庫附録	神戸市立中央図書館	大正元年8月～昭和17年

(備考) 1) 各所蔵機関公式Webサイト掲載情報などをもとに作成した。上記機関以外にも当該紙の原本ないしフィルムを所蔵する機関があるが、筆者が閲覧利用した施設に限り掲出した。

2) 上記に加えて、尼崎市立地域研究史料館は、大正5年3月～昭和5年の神戸新聞及び、昭和10年7月～18年5月の各紙を対象とする市政関係記事のスクラップを所蔵している。

（表2）第1回尼崎市会議員選挙当選者

1級議員		2級議員		3級議員	
氏名	職業・推薦企業・会派	氏名	職業・地盤・会派	氏名	職業・地盤・会派
大塚茂十郎	醤油醸造 / 個人 / 小森派	村松章	旭硝子社員 / 中立	寺本治三郎	質商 / 別所村 / 中馬派
渋谷佐平	尼崎瓦斯・日本木管監査役 / 日本木管 / 小森派	奥田吉右衛門	生魚問屋 / 中在家町 / 中馬派	山口吉三郎	豪農 / 初島 / 小森派
* 櫛橋信夫	岸本製釘所所員 / 横浜電線 / 中立	林 太平	豪農 / 別所村 / 中馬派	増村隆一	尼崎共立銀行 / 旧城内 / 中馬派
小森純一	燐寸製造 / 岸本製釘所 / 小森派	西村彦平	質商 / 別所町 / 小森派	中塚弥平	醤油醸造 / 大物町 / 小森派
上村盛治	新聞記者 / 尼崎紡績 / 中馬派	長尾喜平	醤油醸造業 / 大物町 / 小森派	田村藤吉	尼崎土地社員 / 中在家町 / 小森派
梶鶴之助	尼崎共立銀行頭取 / 尼崎共立銀行 / 中馬派	橋本利平	材木商 / 大物町 / 小森派	小寺半左衛門	豪農 / 東難波 / 中馬派
高木栄之助	阪神電車社員 / 阪神電車 / 中立	三浦市蔵	醤油業 / 辰巳町 / 小森派	福井仲吉	医師 / 築地町 / 小森派
本咲利一郎	尼崎銀行頭取 / 尼崎銀行 / 小森派	松本健次	セメント販売 / 風呂辻町 / 中馬派	高岡権十郎	地主 / 西難波 / 中馬派
坂本文一郎	(旭硝子推薦)	天野平八	倉庫運送業 / 大物町 / 小森派	梅沢常吉	豪農 / 築地町 / 小森派
飯田寛三	東亜セメント社員 / 東亜セメント / 中立	岡沢釣作	地主 / 宮町 / 小森派	榎本武平	豪農 / 別所村 / 小森派

（備考）1) 『尼崎市議会史』資料編（尼崎市議会事務局、1970）、『大朝』（大正5年5月6日/5月12日/大正7年1月3日）、『大毎』（大正5年5月19日）、『神戸又新日報』（大正5年6月1～6日）、『尼崎市現勢史』（土井源友堂、1916）などにより作成。得票順に当選者を掲載した。人名は『尼崎市議会史』の表記を採用した。
2) * 櫛橋信夫の名前を「節三」と記す史料もある。
3) 太字の人名は、第1回・第2回市会議員選挙の連続当選者。

（表3）第2回尼崎市会議員選挙当選者

1級議員		2級議員		3級議員	
氏名	職業・推薦企業・会派	氏名	職業・地盤・会派	氏名	職業・地盤・会派
上村盛治	新聞記者 / 大阪亜鉛 / 中馬派	寺本治三郎	質屋 / 別所村 / 中馬派	伊藤泰蔵	呉服屋 / 大物町 / 中馬派
林安次郎	大日本紡績社員 / 大日本紡績 / 中馬派	西山忠平	呉服商 / 市庭町 / 非中馬派	井上伊三郎	運送業 / 辰巳町 / 中馬派
林 太平	豪農 / 尼崎土地 / 中馬派	奥野庄七	金融業・肥料商 / 別所村 / 中馬派	小寺半左衛門	農業 / 東難波 / 中馬派
小島種吉	燐寸製造業 / 古河鋳業 / 中馬派	中村七太郎	金融業 / 中在家町 / 非中馬派	平 久吉	石炭 / 中在家町 / 中馬派
林 幸松	日本硝子 / 中馬派	庄司龍三郎	船具商 / 築地町 / 中馬派	小森貞治郎	会社員 / 別所町 / 非中馬派
長尾喜平	醤油醸造業 / 日本木管 / 非中馬派	橋本利平	材木商 / 大物町 / 非中馬派	畑中和三郎	魚問屋 / 中在家町 / 中馬派
米田嘉一郎	阪神電車弁護士 / 阪神電車 / 非中馬派	田中太介	荒物商 / 市庭町 / 非中馬派	川西重太郎	質商 / 西本町・別所村 / 中馬派
村松章	旭硝子社員 / 旭硝子 / 非中馬派	榎本武平	農業 / 別所村 / 非中馬派	宮崎房吉	牛乳商 / 竹谷新田 / 中馬派
田中作二	住友伸銅法学士 / 住友伸銅 / 非中馬派	竹末朗徳	尼崎共立銀行 / 中馬派	松本健次	質屋 / 風呂辻町 / 中馬派
山口吉三郎	地主 / 東亜セメント / 非中馬派	西村彦平	質商 / 別所町 / 非中馬派	一色克巳	神戸又新記者 / 西本町 / 中馬派

（備考）1) 『尼崎市議会史』資料編（表2前掲）、『大朝』（大正9年5月30日）、『大毎』（大正9年5月18日）、『阪神沿線誌』（撰日新聞社、1927）などにより作成。得票順に当選者を掲載し、人名は『尼崎市議会史』の表記を採用した。
2) 太字の人名は、第1回・第2回市会議員選挙の連続当選者。

庫附録』（以下、『大朝』『大毎』と略す）です。いずれも紙面はたったの二頁ですが、先にあげた新聞より尼崎関係の記事が多く、本項でもおもな史料として使用しました。
また、大阪朝日新聞は、昭和二年（一九二七）一月から「阪神版」を発行しました。「阪神版」だけあって、尼崎関連の記事が充実しています。これらの新聞は、それぞれの所蔵機関で閲覧・コピーが可能です。
なお、尼崎市内でも、大正期から昭和戦前期にかけて兵庫県会議員を、戦後は初代公選市長を務めた六島誠之助が『新尼崎』『摂陽新聞』という地方紙を発行していました¹⁾が、残念なことに、現在のところこれらは発見されていません。

新聞を通してみる大正期尼崎の政治 具体的な分析に入っていきます。紙幅の関係上、対象時期を大正五年（一九一六）の市制施行後に限ります。

最初に、このテーマを取りあげた先行研究を確認します。『尼崎市史』第三巻、『図説尼崎の歴史』近代編が重要です。ここでは第一に、第一回市会選挙（大正五年五月三〇日・三一日）後、小森純一派と中馬興丸派²⁾が対立していたこと、第二に、一級議員当選者の多くが企業の推せん候補であり、尼崎に進出した企業が大きな影響力を持ったことが指摘されています。しかし、その後の展開についてはほとんど言及がなく、両派の対立は継続したのか、などの疑問が生じます。

そこで、両派の対立を市会議員選挙の結果を通して具体的に検討し、大正期の尼崎における政治情勢を明らかにします。（表2）は、第一回市会議員選挙の当選者を、『尼崎市議会史』資料編（尼崎市議会事務局、一九七〇）や新聞などを用いてまとめたものです。

この表から、以下の三点を指摘できます。①小森派が中馬派に対し優勢であり、市政の主導権を握ったとみられる。②小森派は市の東部、中馬派は市の西部をそれぞれおもな地盤としており、明治期以来の東町派と西町派の対立が形を変えて継続していたとも考えられる。③工場推せん議員は中立の立場をとる者もあり、進出企業が市政における両派の対立に影響を持ったとはいえない。

②の東町派・西町派の対立というのは、明治三二年（一八八九）の尼崎町制施行にともなう町議会成立初期の、町東部に基盤を持つ商工業資本家・地主を中心とする議員らと、西部の土族・インテリ層議員らの対立をいいます。市の東部に所属議員が多い小森派ですが、小森自身をはじめ後者の土族派の系譜に属する人物も多く、単純に明治期の対立が継続していたというより、時代によって対立構造が変化しつつ旧尼崎城下の地域的対抗関係が続いていたとみるべきでしょう。なお、大正期における両派の対立の背景には、尼崎市政の課題のひとつであった尼崎港改修問題がありました³⁾（大毎⁴⁾ 大正九年五月一八日）。

（表3）は、第二回市会議員選挙（大正九年五月三一日・六月一日）の結果をまとめたものです。この表から、小森派と中馬派の勢力が一気に逆転したと、その要因は中馬派が三級議員で圧倒的な多数を占めたためである、ということが出来ます。

これに関連して、第二回市会議員選挙に先立って行なわれた第一四回衆議院議員選挙（大正九年五月一〇日）では、中馬興丸が小森純一を破って代議士に当選しています。また、大正十一年五月に市長を辞任した桜井忠剛の後任には、中馬派を代表する上村盛治が選ばれ

ました。つまり、市会と市政をめぐる勢力図は、四年間で一変したのです。これ以後、上村を中心とする勢力は上村派と呼ばれ、大正期を通じて尼崎市政を握り続けることになりました。

以上が、新聞史料を用いて新たに解明できた、大正期における尼崎市の政治情勢です。

おわりに―新聞からみえること、みえないこと

本項では新聞記事を読み込み、うまく分析することで、史料的な制約を乗り越え、これまで明らかにされていなかった大正期の尼崎市における政治状況を述べてきました。

最後に、新聞史料のみを用いて分析することの危険性を、指摘しておきたいと思えます。新聞はきわめて有効な史料のひとつですが、新聞記事には記者の主観が入り込んでいるため、必ずしも事実が書かれているとは限りません。新聞以外の史料を用いて史料批判を行ない、事実を確定させる努力を怠らないことが重要

です。

また、新聞を用いるだけでは明らかにし得ないこともあります。たとえば本項では、中馬派が勢力を逆転させた要因を解明できませんでした。筆者は、中馬が社会事業に積極的であったこと（『大毎』大正八年八月一〇日）や、普通選挙導入を唱えたこと（『大朝』大正九年六月一〇日）が勢力転換の要因だと考えていますが、この点に関しては、行政文書などの史料を組み込んでさらに分析しなければなりません。

しかし、こうした限界を踏まえたくうえで新聞を活用すれば、従来知られていなかった尼崎の近現代史が判明するということは、紛れもない事実です。読者のみなさんも、新聞をめくって、尼崎の新たな歴史を発見する旅に出かけてみませんか。

〔注〕

（一）藤本邦之輔編『評伝六島誠之助』（六島誠之助伝記編纂会、一九五五）所収の年譜には、六島が大正九年

に尼崎市政批判会を設立し、同年、岡沢良雄らとともに『新尼崎』を創刊、大正一一年六月に『摂陽新聞』と改題したとある。

（二）小森純一（一八四七―一九三六）。尼崎藩士族、小森藩士創設者。尼崎町・市会議員、尼崎町長を務め、明治期の遊郭設置反対運動の中心人物であった。

（三）中馬興丸（一八七一―一九三六）。医師として中馬病院を創設、大正九年の衆議院選挙に憲政会から立候補し当選、三期を務めた。

〔参考文献〕

原田敬一『日本近代都市史研究』（思文閣出版、一九九七）

重松正史『大正デモクラシーの研究』（清文堂、二〇〇二）

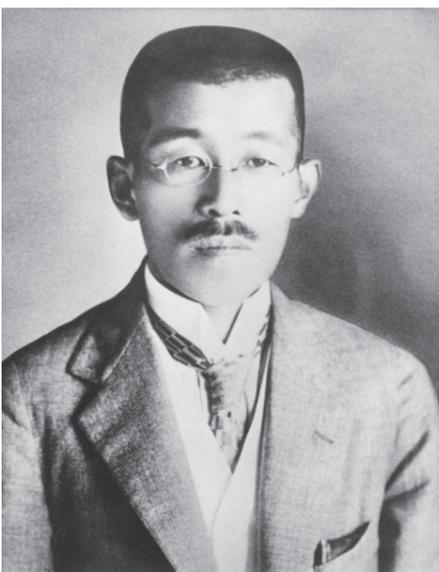
〔執筆者〕 蒲谷 和敏



小森純一



中馬興丸（『尼崎市現勢史』より）



上村盛治

第三節 〈実践編〉

1 近代史料と研究

多国籍企業リーバ・ブラ

ザーズの極東戦略と尼崎



大正期のリーバ・ブラザーズ尼崎工場。当時の建物の多くが、平成七年の阪神・淡路大震災により倒壊しました。現在は、倉庫として利用されている煉瓦造りの建物を残すだけとなっています。（画像は『日本油脂三十年史』より）

はじめに 一九〇年代初頭より、尼崎では大資本企業による工場建設が相次ぎました。そのようななか、明治四三年（一九一〇）、イギリスの石鹸製造企業、リーバ・ブラザーズが大庄村西新田（現尼崎市大浜町）に工場を建設しました。リーバ・ブラザーズは、現在はユニリーバという社名になっています。世界最大級の消費財メーカーであり、石鹸・ヘアケアのダウやラックス、家庭用洗剤のジフやドメスト、食品のクノール、紅茶のリプトンなど、同社の商品ブランドをご存じの方も多いと思います。

リーバ・ブラザーズは、第一次世界大戦勃発（一九一四年）の前までに、三三の海外工場を有する多国籍企業となりました。尼崎工場は極東ビジネスの拠点として位置付けられ、大規模な投資が行なわれました。しかし、事業はうまくはいかず、大正一四年（一九二五）に日本から撤退しています。

ここでは、私がこの研究課題に取り組んだ経緯や調査手順、研究方法について、書き記したいと思います。

調査のきっかけ

平成一四年（二〇二二）、私は神戸商科大学（現在の兵庫県立大学）の経営学研究科博士後期課程に進学しました。研究テーマは企業の国際化であり、特に歴史（経営史）的な視点から調査を進めていました。ただ、当時はまだまだ研究者の卵であり、先行研究を勉強する日々でした。

特によく読んでいたものが、ジェフリー・ジョーンズ教授（ハーバード大学ビジネススクール教授）の著書である『国際ビジネスの進化』（有斐閣、一九九八）でした。そのなかに一九一四年時点で海外工場を有していた企業の一覧と立地があり、リーバ・ブラザーズの名前と日本という進出先が記載されていました。

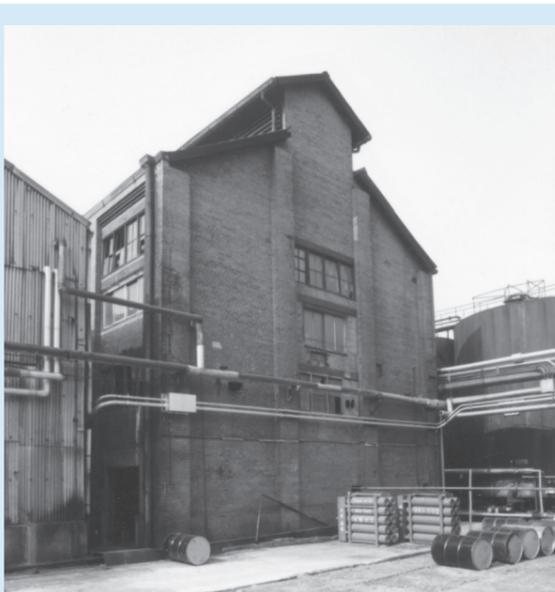
ところが、外国企業の日本進出については様々な研究がなされていましたが、不思議なことにリーバ・ブラザーズに関する研究はありませんでした。そこで、この企業について調べてみようと思ったのが、調査を始めるきっかけとなりました。

聞き取り調査と史料収集

はじめは、ユニリーバ・ジャパンに問い合わせてみれば、何らかの史料があるだろうと思い電子メールを送りました。ところが、お返事をいただいたところ、ユニリーバ・ジャパン自身が戦前に日本に進出していったという歴史を知りませんでした。後から考えてみれば当然のことでした。現在のユニリーバ・ジャパンは、昭和三九年（一九六四）に日本法人として設立されています。そのため、第二次世界大戦の時期を挟み、約四〇年間日本から離れていました。四〇年も経てば、当時の日本で経営に関わったイギリス人の経営陣はすでに退職しています。尼崎工場の存在は忘れ去られていました。こうして手掛かりがないまま、研究は中断することになりました。

私はやむを得ず、他の研究に取り組んでいました。ところが、たまたま読んだ大正期の新聞のなかに、リーバ・ブラザーズの広告を見つけました。そのなかには住所の記載もありました。調べてみると、そこは現在の尼崎市大浜町であり、日油尼崎工場がある場所だということがわかりました。そこで日油の社史『日本油脂三十年史』（一九六七）を取り寄せてみたところ、同工場がリーバ・ブラザーズ尼崎工場の流れを受け継いだものであることがわかりました。

この社史が書かれたのが昭和四二年でしたので、当時はまだリーバ・ブラザーズの工場であった頃から勤められていた方がいらっしやっただのかもしれない。



リーバ・ブラザーズ時代の明治四三年頃に建設されたと伝えられる煉瓦造りの建物。昭和六三年撮影。『写真でつづる近代大庄のあゆみ』編集委員会収集写真

この社史に辿り着いたことにより、史料収集は急速に進みました。

住所を手掛かりに、神戸地方法務局で閉鎖登記簿を入手することができました。また、リーバ・ブラザーズの現地競合企業であった花王、ライオンといった企業の調査を進めるなかで、当時の関係者が参加した座談会記録などを発見することができました。西新田という場を知るために訪れた尼崎市立地域研究史料館では、アドバイスや諸史料の紹介をいただきました。

このほか、日油尼崎工場より史料の提供を受け、収集に関するヒントもいただきました。当初、何も手掛かりがなかった研究は、人のネットワークを通じて多

くの史料に行き当たることができました。

情報の整理と分析 こうして集めた史料は、段ボール箱二箱分ほどになりました。そこで、史料をトピックごとに分類し、論文執筆に取りかかりました。

論文を書くときには、方法的自覚を持つ必要があります。私の研究分野は経営史であることから、経営管理が主たる関心であり、意思決定の領域に踏み込んで経営活動のプロセスを分析することになります。

こうした分析により、次のようなことが明らかになりました。リーバ・ブラザーズは当初は日本に対して本国から石鹼を輸出していたが、関税率の引き上げに対応して、現地生産に転換した。日本で調達可能な魚油から硬化油をつくり、それを原材料に石鹼をつくっていたこと。日本で生産した石鹼を東アジア諸国へ輸出していたこと。石鹼生産の副産物としてできたグリセリンも重要な製品であったことがわかってきました。こうしたビジネスを展開する場として、尼崎は適した地であったといえます。

しかし、現地経営を展開するなかで、魚油を硬化油にする技術の問題、日本国内における競合企業との競争の激化、尼崎工場における労使の対立など、いくつかの問題が発生しました。経営はうまくいかず、十五年ほどで撤退しました。こうした発見事実を「英国リーバ・ブラザーズの初期の対日投資 一九一〇—一九二五年」（『星陵台論集』第三巻第三号、神戸商科大学大学院研究会、二〇〇二・一二）として発表することができました。

研究の進展 その後、尼崎市立地域研究史料館紀要に論文を投稿する機会に恵まれました。前の研究では工場での生産を中心に取りあげましたが、この投稿論

文では新たにリーバ・ブラザーズがどのようなマーケティング活動を展開していたのかということ进行调查しました。

具体的には、大阪朝日新聞に掲載されたリーバ・ブラザーズと花王（当時は長瀬商店という社名）の広告を、月ごとに数えてみました。そうすると、両社の広告戦略の違いが見えてきました。花王は月に七回程度、継続的に広告を掲載していたのに対し、リーバ・ブラザーズは多い月には二三四回広告を出し、月によって掲載ゼロといったこともありました。これは、花王がブランドイメージを浸透させるために広告を活用していたのに対し、リーバ・ブラザーズが在庫量を調整するために広告を活用していたのではないかと結論に至りました。この発見は「英国企業の極東戦略と尼崎—一九一〇—一九二五年の間におけるリーバ・ブラザーズ尼崎工場」（『地域史研究』第三巻第二号、二〇〇四・三）として発表することができました。

さらに平成二二年（二〇一〇）には、日油尼崎工場より記念式典へ招いていただきました。リーバ・ブラザーズが尼崎工場を設立したのが一九一〇年でしたので、ちょうどその年が創業一〇〇年目ということになります。日油尼崎工場では一〇〇周年記念誌編集の準備を進めており、建築史分野などの史料や、同社のヨーロッパ駐在員の方が現地でも収集した史料などをいただくことができました。

これら史料により、尼崎工場には社員のための寮や長屋があったこと、大正三年一月にリーバ・ブラザーズの創業者であるウィリアム・ヘスケス・リーバが夫人とともに来日し、尼崎工場の従業員とその家族、総勢三七五名とともに大阪・箕面へ紅葉狩りに出掛けた

ことなどがわかりました。リーバ・ブラザーズは本国イギリスで従業員の福利厚生に力を注いでいたことが知られていましたが、日本でもそのような施策が実施されていたことには驚きました。この発見は「日油尼崎工場創業の時代—日本リーバ・ブラザーズ（株）西新田工場としての歩み—」（『日油尼崎工場一〇〇年の歩み』二〇一〇）としてまとめました。

このように、リーバ・ブラザーズ研究は新聞広告の発見をきっかけに、多くの方々の協力を得ながら進め

ることができました。今後は、イギリス北西部のポー

トサンライトにあるユニリーバ・アーカイブスに当時の対日戦略に関する史料が保管されていることを確認していますので、機会を見つけて訪問してみたいと思います。

以上が、私がこの研究課題に取り組んだ経緯や調査手順、研究方法になります。現在、経済や社会におけるグローバル化が進んでいます。実は尼崎では一〇〇年以上も前にグローバル化という現象を経験し

「近代史料と研究」 土族会の史料

旧尼崎藩の士族 明治二年（一八六九）六月、明治維新政府は、諸藩の藩主を華族、藩主家一門以下平士以上の藩士を士族、その下に位置した下級藩士を卒とし、従来の知行・給米高、扶持米高等に応じて家禄を支給しました。明治五年には卒が廃止され、国民は華族・士族・平民に区分されることとなります。そして、秩禄処分・廢刀令などにより、士族と平民の差異はなくなりまし

た。こういった身分制の解体、禄制の改革により、明治期の士族は経済的に困窮し、没落したといわれてきました。

しかし近年、そういう見方が一面的であることが、この時代の士族層に関する具体的な分析を通じて明らかになってきました。尼崎町の場合、明治に入ると、かつて士族が集住していた武家地は解体し寂れます。旧

尼崎藩の士族も多くは貧窮化し、没落する者もありました。しかしその一方で、町内に居を構えて経済的基盤を確立し、町内における政治的・経済的発言力を確保し、活躍する士族も少なくありませんでした。

そのことは、明治二年に発足する尼崎町議会における士族出身議員らの占める比率や、町政に果たした役割、あるいは明治半ば以降尼崎町の懸案となった遊郭設置問題において、後述する琴陽会をはじめとする士族や町内キリスト教徒らの反対が、その実現を阻止したことなどに表れています。

さらには町内ばかりでなく、大阪・東京をはじめ他地域で活躍し、立身出世を遂げた士族もいました。このように、ある程度の動向は判明しているものの、旧尼崎藩士族の全体像については、現在のところ十分にはわかっていません。

行動する士族たち 明治初年、旧城郭内に信愛社という団体が設立されました。尼崎藩の藩祖を祭る講社に類するものと考えられ、その目的上当然のことながら、信愛社には士族たちが名を連ねていました。一部士族の風紀の乱れを憂う士族らが立ち上がり、旧藩主

ていました。尼崎は多国籍企業が極東市場へ進出する際の拠点として認識され、海外から最先端の技術やノウハウといった経営資源が持ち込まれた場であったのです。これからさらに進展すると思われるグローバル化のなかで、こうした歴史知識は地域の経済や社会を考えるうえで、重要なヒントになるのではないでしょうか。

〔執筆者〕 山内 昌斗

桜井松平家の恩沢に感謝して貴布禰神社で祭典を催し、さらには茶園の開発にも乗り出しますが、これはうまくいかなかったようです。

そして彼らは、神社の造営へと乗り出します。有志が集い、始祖である松平信定の霊社を建築し、櫻井神社と号することが目指されました。明治一五年に造営が許可され、官有地の払い下げを受けた結果、翌明治一六年五月、旧城郭内西大手橋東詰に社殿が落成しています。

これより早く明治一〇年には、士族が秩禄処分により下付された金禄公債を商人・地主の資本と合体させることにより銀行資本とし、尼崎町に国立銀行を設立すべく出願を行なっています。士族たちはこういった運動に参画し、さらには、明治六年の廢城令により建物を取り壊され荒廃する尼崎城の石垣を、尼崎港修築の防波堤用材とするべく、その無償払い下げにも尽力しました。

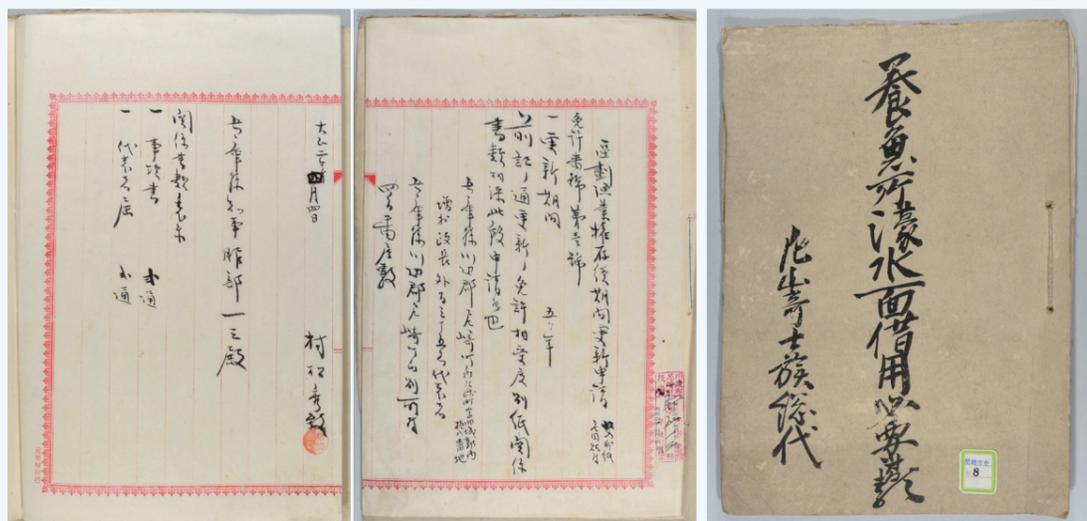
このほか、判明している士族の動向として、琴陽会という団体の存在があります。明治二四年五月に雑誌『琴陽之珠』（後に『琴陽雑誌』と改題）を創刊しており、



酒見泉金堂製 尼崎名所絵はがきより「櫻井神社」
大正～昭和戦前期発行(尼崎市立地域研究史料館所蔵)



『琴陽雑誌』第20号



大正2年「養魚所濠水面借用必要書類」(尼崎士族会文書)に綴られた漁業権更新申請書
尼崎町の士族135名を代表して村松秀致が押印し、兵庫県知事に宛てて申請しています。

少なくともこの時点には発足していたことが確認できます。旧尼崎藩士族をおもな会員とする親睦組織で、『琴陽之珠』『琴陽雑誌』の記事には、士族の近況を伝えるものも少なくありません。

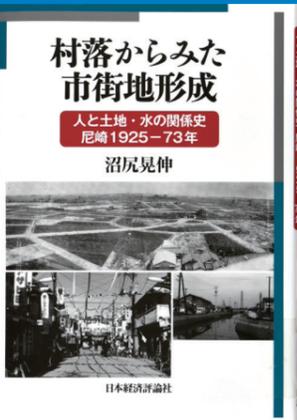
尼崎町の士族会 こういった、尼崎町の士族たちを束ねる団体として、士族会という集まりがありました。士族が経済的基盤を確立するための交渉団体として活動しており、明治三〇年代には旧城の東西門付近や五軒町内濠埋立地等の貸与獲得に成功したほか、他の場所でも官有地払い下げ交渉に関わっています。また、借家経営や、官有施設であった濠でのボラ・フナ・ウナギの養魚も行ないました。

地域研究史料館は、この士族会の文書を所蔵しています。士族会の文書から、士族の共同財産管理・養魚場経営のほか、葬儀社経営にも関わっていたことがわかりますが、士族会の詳細は未解明で、信愛社・琴陽会との関係、士族会の設立から展開の過程も不明です。士族会の名簿と思われる文書も含まれていますが、断定するには慎重な検討が必要でしょう。

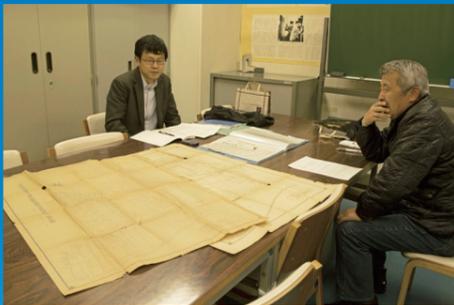
士族会の文書は、昭和四六年(一九七二)に市史編修室に寄贈されましたが、その後本格的な分析はなされていません。この文書群だけで士族会の全貌を知ることができないと思われませんが、これを中核に概要を押さえ、関連史料で枝葉を肉付けしていけば、士族のおおまかな動向が判明する可能性があります。その分析は、明治以降の尼崎町政の展開を明らかにするうえにおいても重要な研究になることが予想され、その第一歩として、士族会文書の調査・研究が期待されます。

(執筆者) 岩城 卓二

第三節 〈実践編〉 2. 体験・回想・聞き取り 都市化を調べる



『村落からみた市街地形成—人と土地・水の関係史—
尼崎一九二五—七三年』



聞き取り調査を行なう筆者(向かって左)
平成三年三月一日、地域研究史料館会議室にて

はじめに 私が尼崎市に関心を持ったのは、尼崎市が戦前の西日本を代表する工業都市、なかでも第一次世界大戦期以後に成長する新興工業都市のひとつだからです。もともと東京出身で、おもに関東や東海地方における都市の歴史を研究してきた私にとって、西日本の都市を対象として研究を進めることは年来の課題でした。平成一八年(二〇〇六)から調査を本格的に開始し、平成二七年に『村落からみた市街地形成—人と土地・水の関係史— 尼崎一九二五—七三年』(日本経済評論社、二〇一五)という本にまとめました。

以下は、そのような、尼崎市に住んだ経験もなければ土地勘もなかった私の、研究実践の一端を示したものです。その際、国や自治体の政策史的視点からの研究ではなく、都市化が進む以前から地域に住んでいた地主や農民にとっての市街地形成の意味を探る—人と土地・自然との関係がどのように変化したのかを探る—という社会経済史的・環境史的視点の方法である点前掲書のなかで橋土地区画整理に関する研究に対象を絞った点を、あらかじめご了解いただければ幸いです。

目録の作成と史料を見ること 尼崎を訪れようと決意したのは、尼崎市立地域研究史料館の公式ウェブサイトを見たのがきっかけでした。同館は、全国的に見ても稀有な、地域史料の収集・保存と公開を積極的に進める市町村立の史料館として有名です。ウェブサイトをみると、所蔵史料の解説から、土地区画整理に関して地主側が残した史料群が存在することがわかりました。地主や農民の視点から市街地形成の歴史を理解したいと考えていた私は、早速『尼崎市史』第三巻と『尼崎の戦後史』を読んで、同館を訪れたのです。

史料調査の際にまず大切なのが、自分にとって必要

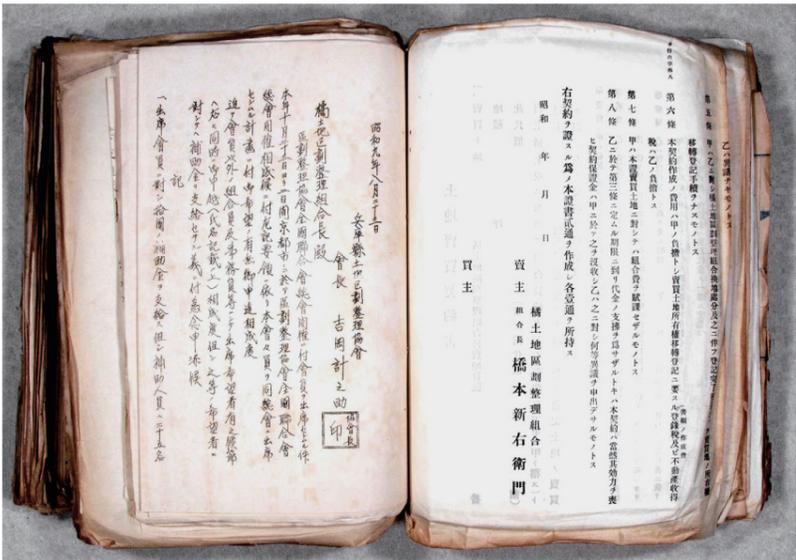
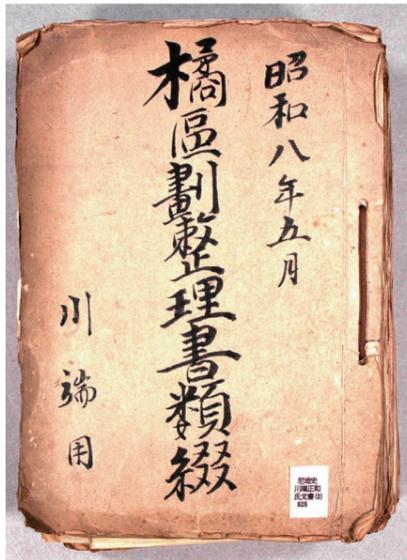
と思われる史料に関する目録作りです。私は、職員の方から、戦前尼崎の土地区画整理に関する史料の保存状況や研究状況に関する詳細な説明をうかがったうえで、冊子体の文書目録から関係すると思われる史料を抜き出し、ノートに書き写しました。

同時に重要なことは、限られた調査時間のすべてを目録の作成のみに用いないことです。目録からは、その史料が持つ内容まではわかりません。実際に目録にある史料を請求し、現物を大まかにかまわないので見ることができ、自分が探していた史料かどうかを確認することが重要です。

このときの調査でも、途中で目録の作成は打ち切って、主要な史料を請求しました。そこで、いままで見たことのない、土地区画整理事業に関する豊富な情報を含んだ史料に出会えたのです。『図説尼崎の歴史』近代編第四節「新しい住宅地の形成」に「厚さ二二cmにも及んでいます」と紹介されている「昭和八年五月 橋区画整理書類綴」(川端正和氏文書(2))も、そのひとつでした。私にとって、これらの史料との出会いはまことに大きく、以後、地域研究史料館を中心とした尼崎調査は今日に至るまで続いています。

現在の同館のウェブサイトでは、文書目録自体を見ることができません。これはとても便利ですが、私は直接史料館に足を運んで、実際の史料をざっとでもよいから同時に見ることをお勧めします。史料を実際に見た際の感覚が、次なるステップへ研究を進める意欲を生みだすからです。

誰が市街化を進めようとしたのか—地主史料の活用 さて、ここから先は、具体的に史料の中身に立ちいった話をしていきます。



昭和8～20年の通知文書などを綴る「橋区画整理書類綴」（川端正和氏文書(2)）

もともと田園地帯であった地区に、どのようにして街路が整備され、建物が建設されていったのでしょうか。このことに関して、尼崎市（あるいは尼崎市と合併した旧村）の行政文書を探しても、該当する資料は見つからないかもしれません。都市郊外の田園地帯を市街地として整備する際の手法である土地区画整理は、必ずしも尼崎市のような公共団体が施行するのではなく、その区域に土地を所有する地主が組合を作っている場合が多いからです。これは、都市計画法（旧法）第一二条にもとづき、耕地整理法を準用して実施された、組合施行土地区画整理と呼ばれるものです。この場合、事業に関する史料は、組合運営に携わっていた地主みずから保管している場合が多いのです。地域研究史料館は、組合施行土地区画整理に関する数々の史料を所蔵しており、そのほとんどが個人が所蔵していた文書群のなかに含まれています。

なかでも、土地区画整理関係史料が充実しているのが、川端正和氏文書です。同文書には、昭和九年（一九三四）に開設される東海道線立花駅の誘致にともない駅周辺に区画整理を施行した橋土地区画整理組合に関する史料が多く含まれているばかりでなく、組合に配布された史料を綴じ込んだ簿冊、組合が発行したパンフレットや地図など、その種類も多様です。橋土地区画整理組合に関しては、前掲の『図説尼崎の歴史』近代編第四節5に概要が紹介されています。

川端正和氏文書 川端正和氏文書のなかで、私が特に貴重だと感じた史料は、二種類あります。

ひとつは、**組合の理事者として**（あるいは、一組合員として）所蔵している組合関係史料です。なかでも橋

土地区画整理組合に関しては、前掲の『図説尼崎の歴史』近代編第四節5に概要が紹介されています。川端正和氏文書のなかで、私が特に貴重だと感じた史料は、二種類あります。ひとつは、組合の理事者として（あるいは、一組合員として）所蔵している組合関係史料です。なかでも橋土地区画整理組合に関しては、前掲の『図説尼崎の歴史』近代編第四節5に概要が紹介されています。川端正和氏文書のなかで、私が特に貴重だと感じた史料は、二種類あります。ひとつは、組合の理事者として（あるいは、一組合員として）所蔵している組合関係史料です。なかでも橋土地区画整理組合に関しては、前掲の『図説尼崎の歴史』近代編第四節5に概要が紹介されています。

日中戦争開始前後の時期に川端自身も市街地地主に転身していく過程を、同文書から明らかにすることができました。

市街化の実態を知る―写真と地図の活用 土地区画整理事業は、人口が急増していた一九三〇年代における尼崎市において、道路などを整備し、さらに橋土地区画整理のケースは上水道まで設置するなど、戦前の市街地形成に重要な役割を果たしました。しかし注意しなければならぬのは、土地区画整理は市街地形成の実態を示している訳ではない、という点です。整理前の地区はどのような田園地帯であったのか、そして整理後において市街化がどのように進んでいったのかを、具体的に検討する必要があります。

それらを視覚的に理解するうえで有効なのが、航空写真の利用です。（写真1）は、昭和三年当時における立花駅設置予定地区の航空写真です。中央を東西に走るのが東海道線ですが、駅ができていないため、線路周辺にはほとんど人家がない田園地帯であることが確認できます。写真の白い筋は道路、田畑より色の濃



（写真1）橋土地区画整理事業以前における、後の立花駅周辺の景観
昭和三年、大阪市所蔵写真



（写真2）立花駅と橋土地区画整理地区
昭和十七年、大阪市所蔵写真

い細い筋が水路と考えられます。これに対して（写真2）は、昭和十七年の立花駅周辺の航空写真です。立花駅を中心に、放射状に道路が敷設されたことが確認できますし、建物が建設されている点も確認できます。

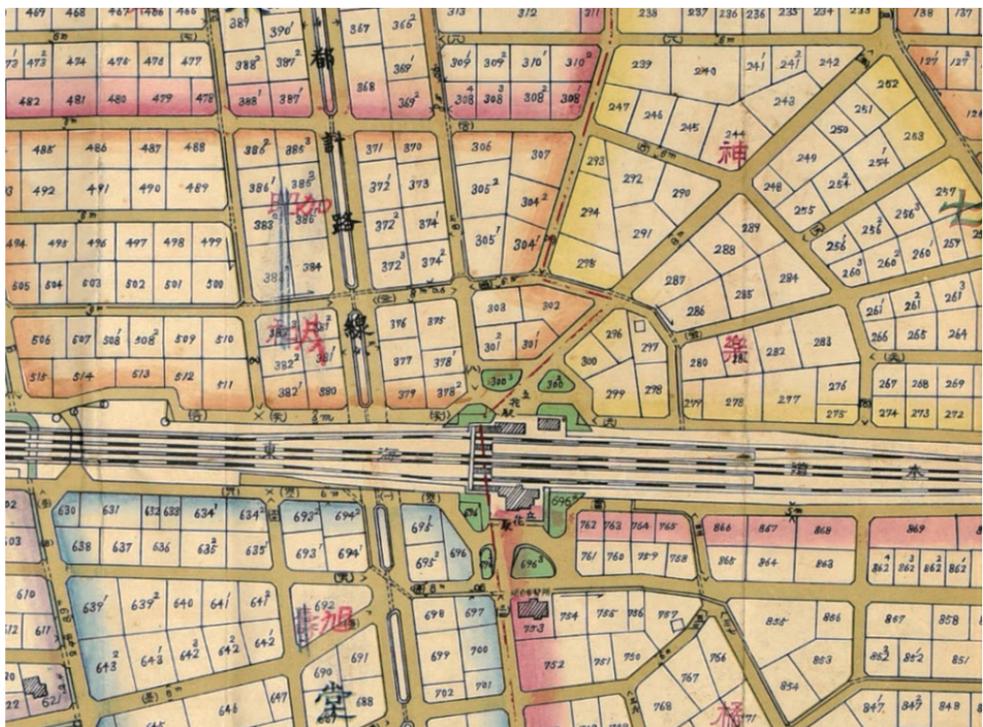
同じ個所の橋土地区画整理確定図である（図1）と比べてみると、街路に関しては確定図通りに実際に道路が敷設されていることがわかりますが、建物に関しては（図1）の筆数と建物の数が一致せず、建物の数の方が多くことがわかります。橋土地区画整理は一筆が百坪を超える場合も多くみられますが、現実には各筆に一軒家が建ったわけではなく、複数の小規模な建物が隣接して建設されたのです。

この点をより具体的に知る事ができるのが、戦後作成された住宅地図です。（図2）は昭和三十一年の立花駅北側を示したものです。当初の一筆ごとの敷地単位よりも、はるかに小さな家屋が密集していることがわかります。駅のすぐ北側の区画では、土地区画整理の段階では設計されていなかった小路も散見されます。他方、北東の駅前の土地には、いまだに建物が建っていないこともわかります。

このような、駅前におけるパッチワーク状の市街化の特徴を探るためには、さらに土地や建物の所有・利用関係を歴史的に検討する必要がありますが、⁽²⁾ 整然とした街並みが印象付けられる（図1）とは異なる街並みの実態が理解できます。

ここでもう一度、（写真1）を見てみましょう。この写真には、田畑より色の濃い細い筋、すなわち水路が見られることを先に指摘しましたが、それでは、この水路はその後どのようになったのでしょうか。（図1）にもよくみると道路の片側に溝渠が記されています。土地区画整理の地図の凡例には、道路とともに溝渠も載っています。地図上では、道路より細めの二本線で表示され、合わせて流れの向きを矢印で記しますが、これまでの歴史研究では地図における溝渠の情報はあまり注目されてきませんでした。

また、地区内の排水を考える場合、地図に載っている溝渠だけでなく、道路脇の側溝に



（図1）立花駅周辺の橋土地区画整理後予定図（川端正和氏文書（2）のうち「橋土地区画整理組合地区名字区域予定図」、部分）



（図2）立花駅北側駅前の住宅地図（『尼崎市全産業住宅案内図帳』武庫・立花、神戸地学協会、一九五七）

も関心を寄せる必要があります。前掲の「橋区画整理書類綴」には、昭和九年二月二五日の評議員会で、新設各道路の両側にコンクリートの側壁または側溝を設ける設計とすることが可決された記録があります。ただし、どの道路で土地区画整理事業として側溝が造られたのかは、わかっていません。

これらの点は、私自身もまだ研究の最中であり、今後各地域に即して同様の研究が進められることが望まれます。区画整理前後の航空写真と区画整理図とを比較検討することで、それまでの地域内の河川や用水が、土地区画整理によりどのように市街地向けに変化したのかを検討することも、重要なテーマといえましょう。

聞き取り調査の重要性 文献史料や写真・地図などとともに、歴史研究、とりわけ近現代史研究において重要な聞き取り調査です。戦後約七〇年が経ってしまったとはいえ、高度成長期のことであれば、当時のことを覚えていらっしゃる方がおられます。戦前や戦直後のことであっても、親から聞いた話として語り継がれていることからもあります。私自身、文献資料のみで「事実はどうであった」と言い切ってしまうことへの危つさを感じる場合がしばしばあります。

そのため、私はなるべく多くの人から聞き取り調査を行なうようにしました。そして実際にお話をうかがっているうちに、思わぬことに気付く場合があります。

たとえば、橋土地区画整理地区内の土地をもっとも多く所有し、同組合の組合長も務めた橋本新右衛門の後継者の方からの聞き取り調査で大変興味深かったことは、橋本家の場合、みずから吉野地方に有する山林から木材を切り出し、それを貸家の材料に用いたという点でした。このような建築資材の調達方法はまっ

たく想定していなかっただけに、大変驚きました。

もっともこのことは、昭和戦前期において多額納税者であった橋本新右衛門であればこそ、できたことと思われず。逆にいえば、土地区画整理後に整地した宅地にみずからの財力だけで建物まで建てるということは、地区内の上層地主であっても、とりわけ橋土地区画整理が終了した日中戦争期においてはむずかしく、川端家も土地区画整理地区内の所有地の多くを賃地に出していました。以後、私は、土地区画整理地区内の市街地形成について、宅地造成だけでなく建物建設の担い手にも注目するようになりました。そして、地主が直接建物の建設を進める方式と同時に、地主が賃地に出した個所に地区外の神戸や大阪などの業者が建物を建てる方式の重要性を、認識するようになりました。

聞き取り調査の第一のむずかしさは、どのようにして、歴史的な事実をよくご存じの方に巡り合えるかという点です。仮に、そのような方を知り得たとしても、突然歴史研究者として個人宅を訪問したり連絡を差し上げたりした場合、された側からみれば、きっと戸惑われることと思います。そうであるにもかかわらず、私が尼崎で聞き取り調査を順調に行なうことができたのは、間違いなく地域研究史料館の紹介があったからです。歴史研究を進めるうえでの史料館の必要性を、このような面からも痛感しています。

結びにかえて―都市化の陰で 大正期から昭和戦前期にかけての尼崎市郊外の市街地形成は、地主が中心となって進めた土地区画整理をひとつの契機として、拡がりを見せるようになりました。橋土地区画整理のように、東海道線の新駅開設と相まった土地区画整理は、田園地帯であった同地区を劇的に変化させまし

た。しかし、同時に考えねばならない問題もあります。

橋土地区画整理に刺激されて、周辺地域における組合施行土地区画整理の組合設立が一九三〇年代後半に相次ぎました。しかし、周辺の組合も、橋土地区画整理事業と同様に事業がスムーズに進んだわけではありません。戦時期から戦後改革期にかけて、農民の耕作権が法的に強化されたこともあって、土地の所有者と耕作者との間で対立が生じるケースもありました。

一九三〇年代以後、地主による土地区画整理が進む地域と、そうでない地域との間で格差が顕在化する問題も生じました。そのような問題が最も顕著に表れたのが、被差別部落でした。東今北地区は、一九三〇年代に大庄村域や、隣接する立花村域で相次いで設立された土地区画整理組合の事業区域には含まれていませんでした。その結果、一九五〇年代初頭においても道路や水道、排水施設などの生活基盤の整備が十分には行なわれていない状況でした。⁽³⁾

都市化が生み出す新たな矛盾や、格差・差別を助長するような側面に関しても、私たちは歴史的な理解をより一層深めていく必要があるのです。

〔注〕

（1）拙著『村落からみた市街地形成―人と土地・水の関係史 尼崎一九一五―一九三三年』においては、現尼崎市域のふたつの地区、橋土地区画整理地区と旧大庄村浜田地区を分析対象としている。

（2）くわしくは注（1）前掲書第一編第二章参照。

（3）『尼崎部落解放史』本編（尼崎同和問題啓発促進協会、一九八八）五二一―五二三頁

〔執筆者〕 沼尻 晃伸

第三節〈実践編〉

2 体験・回想・聞き取り

ろっあ産業戦士

―手話「尼崎」を読み解く―



尼崎精工第二工場にて働くろっあ工員と管理監督者たち
昭和一五〜十六年頃、同工場前にて撮影（大矢通氏所蔵写真）

はじめに 戦時中、尼崎市の神崎駅（現JR尼崎駅）周辺には、軍需工場が集中していました。記念公園市民運動場の西隣に位置した住友金属工業プロペラ製造所はその筆頭格で、一万二千人から三千人の工員を動員していました。本項の舞台となる尼崎精工も多くの工員が動員された軍需工場のひとつでした。敗戦の年には千八百人から二千人が働いていたとされます。同社は長洲字蒲田（現金楽寺町一丁目）に昭和十三年（一九三八）に設立され、戦時期には高射砲弾の信管を主製品として製造していました。

尼崎精工―特異な存在 京阪神地域の軍需工場へのろっあ者進出事例としては、ミナト精機製作所（神戸市、戦闘機・船舶機械製造）、特殊機械製作所（尼崎市、ダイヤモンド研磨（大阪市）、日新電機（京都市、軍用機の計器等製造）などが記録されており、数人から三〇人程度が工員として採用されていました。そんななか、尼崎精工の存在は際立っていました。まず第一に、ろっあ工員の採用・動員人員の多さです。実に百人を超えるろっあ工員が動員された、全国的にも特異な工場でした。

第二に、ろっあ工員の自治組織「工和倶楽部」の結成と、会報『工和会報』の発行です。そして重要なことは、経営者側がそれを許可・奨励した事実です。同社では、工場棟別の生産競争において、ろっあ者が集中していた第二工場が優勝をもち取り、社内相撲大会の団体戦・個人戦でも大いに存在感を示しました。こういった事実には、経営者側が多量のろっあ工員を採用し、自治をうながした背景・狙いがうかがわれます。第三に、光栄や名誉の証としての「応徴士章」の付与です。応徴士章は、昭和一八年八月公布の「応徴士



「尼崎」を表す手話の動作をする中村正一氏 大正6年生まれ 京都市出身

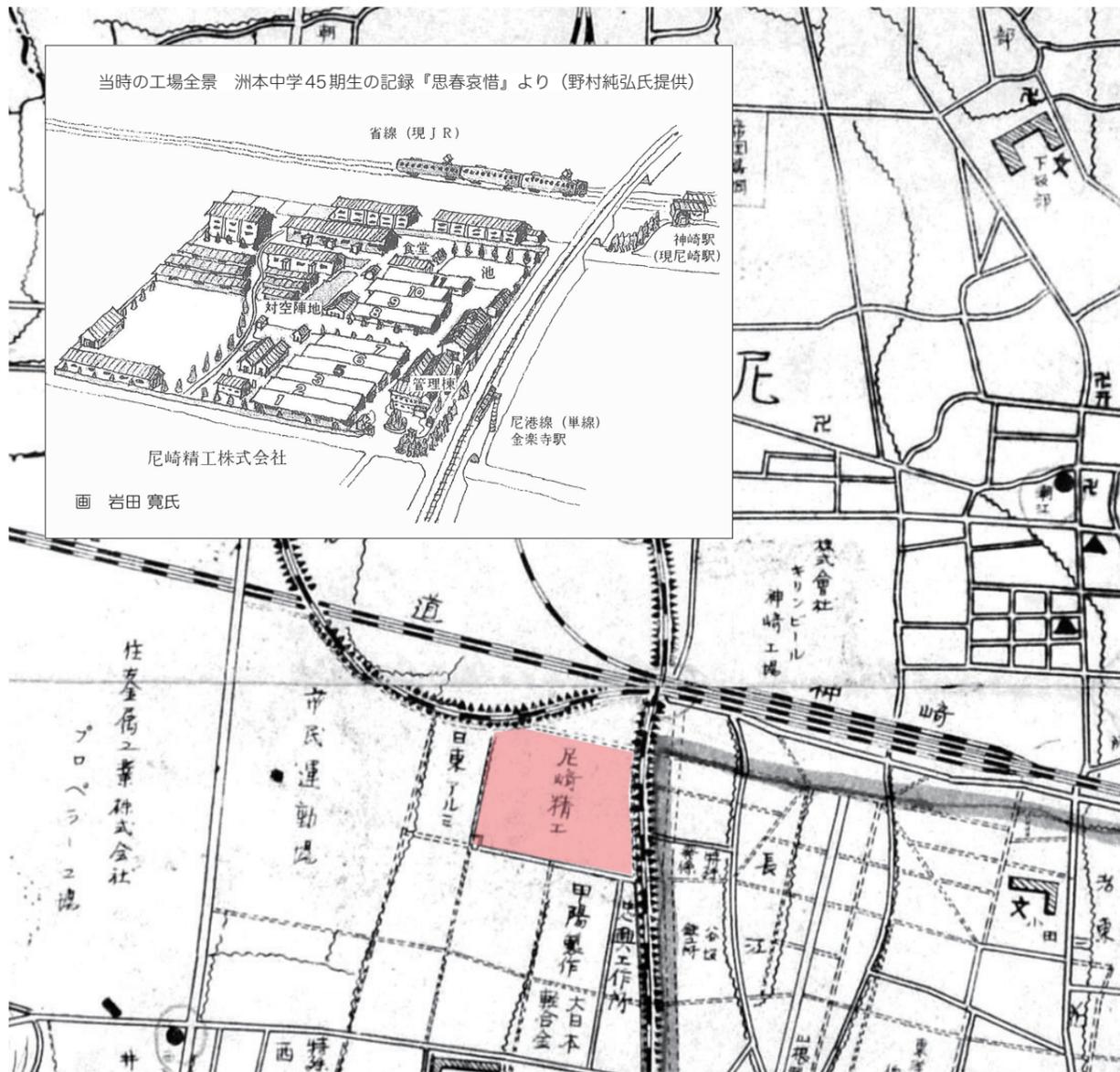
服務規律」第七条・徽章制度によるもので、採用の形態を国家総動員法の対象へと格付け、軍命としての縛りをかけたことを意味します。

「聾啞者ヲ成ルベク広く軍務ニ服セシメラレルヤウ聾啞者ヲ官立ノ軍需工場ニ参加ノ途ヲ講ゼラレン」コトヲ 其ノ筋二建議スルノ件

この建議は、昭和一四年一〇月に京都市で開かれた全国聾教育大会で決議されました。尼崎精工は、まさに国に先駆けてこの建議を具現化した軍需工場であり、ろっあ産業戦士にとって希望の光だったので。

手話「尼崎」 ところで、使命感に燃えたるろっあ工員たちは「尼崎精工」を表す手話を創りだしました。それが「銃を斜めに構える動作」です。写真でそれを再現してくださいているのは、私が施設長を務める特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの郷」で暮らしておられる中村正一氏です。昭和一八年三月から、昭和二〇年六月の空襲により工場が罹災するまで尼崎精工で働いた方です。この手話は、いまでも淘汰されずに使われています。

私が手話「尼崎」に出会ったのは、昭和四四年頃で



昭和10年代半ば頃「尼崎警察署管内地図」より尼崎精工付近

した。当時勤務していた「京都ろっあセンター」に集う年配ろっあ者の会話に、頻繁に飛び交うからです。「尼崎」と読むのだ」と教えてくださったのは、湯浅保雄氏でした。しかし、戦争における銃とか鉄砲が、なぜ尼崎という地名を意味するのか、戦争と結びつくろっあ者のどんな歴史・真実が隠されているのか、湯浅氏をはじめとする元工員を訪ねました。

元工員・湯浅保雄氏 湯浅氏は大正四年（一九一五）生まれで、私は前述の職場でもろっあ者の生活と権利を守る事業・運動に関わっていました。九九歳で永眠されるまで、多大な教えを受けた先輩です。

湯浅氏は謹厳な性格からか、日頃は静かな手話で語られます。大阪の浄土真宗の末寺で生を受け、「聞こえなければ僧侶は無理だ」と後継ぎを阻まれながらも親鸞の生涯を学び、仏教青年会にも加わっていたそうです。しかし日米開戦の後、仕事を奪われ、やむなく尼崎精工で「信管を製造した」と語られます。昭和一七年二月から敗戦までの日々は「食べるため飢えないうちには、私の造った爆弾はたくさんの人を殺した」と、手話の動きを止めました。「知りたければ自分で調べろ」とした。

元工員・衣川浩氏のアルバム 湯浅氏に背中を押され、戦前の団体である日本ろっあ協会の機関誌『聾啞界』などを手掛かりに、私の所属する京都府ろっあ協会の機関紙での連載をお願いし、尼崎精工の「ろっあ産業戦士」に迫ることにしました。昭和六三年頃のことです。すると、ろっあ協会が二〇年もお付き合いのある衣川浩氏が、立派なアルバムを見せてくださったのです。そこに収められていたのは、「私の青春・命をささげた」といわれる尼崎精工の数々の写真でし

た。若い者は誰も聞いてくれないから、しまっていた」多くの写真に狂喜・感謝しつつ、長い長い衣川氏のお付き合いが始まりました。以下衣川氏の話です。「工場は全部で一一棟。ろつあ工員の殆どは、第二工場に集められた。生産競争で優勝した写真はこれだ。優勝旗がある。杉山社長は前列中央の白作業衣、前列向かって左端の黒川氏が指導者でこの人。一番前にいるのが湯浅さん。加藤二郎さんはここ。みんな聞こえる工員に負けなかった。だから應徴士がもらえた。これがあると、汽車の切符も並ばなくて買えた。尼崎精工に初めて採用されたのは福山農扶^{のふいち}さん。一〇歳も先輩で、「七七禁令^{せふしん}」で仕事がなくなった。福山さん



応徴士章



応徴士章を付けた衣川浩氏

和一七年一〇月二七日付の発行と記され、現物は和久定吉氏（当時は小幡姓）から提供されました。小幡氏による発刊の辞に次いで掲載されているのは、ろつあ工員の労務を統括したという黒川孝信氏の寄稿です。黒川氏は京都の本願寺の関係者で、同氏が尼崎精工に來た事情はろつあ者の自立活動を支援していた延長線上にあったとの証言もありますが、詳細は不明です。黒川氏は、文章の冒頭に次のように書いています。

「我が尼崎精工には現在約二十名の男女工員を擁し内^{うち}聾^{ろう}工員の同胞は七十五名が勤めて居ります。去る本年四月十八日付けを以て全部の者に徴用令状を受けまして愈々本式の白襪動員の数に入りました。四月二十日には大阪から軍司令官が來社せられて敵かな宣誓式を挙行させられまして各自精神から記名捺印して誓いました。（中略）祖国の為に働いて居るのは全国では当社に居る者が嚆矢であると存じます。一面非常に名誉であり光栄であると思ひ居ります。身は聾啞であるが漸く立派な一人前になれた様な気が致します」

戦時下、団体統制令や治安維持法のものこうした印刷配布物。経営者のみならず、駐在の軍人の検閲をパスしたからこそ、いま、私たちも手にできたのです。とすれば、銃後の生産現場における戦意高揚に、不具者としてのろつあ者の踏ん張りとは別に、「不具者がこんなに頑張っているのに、貴様らもつと働かんか」と競争と対立をおおる、そういう不具者の生かし方を強く感じます。

淡路戦争展での邂逅 「淡路ふくろろの郷」では、入居者自治会が職員とともに「出前講座」に取り組んでいます。数年前、淡路戦争展からの依頼にこたえて会場に向いた私たち八人に、大きな出会いが待って

がリーダーだった」

職業紹介所長の言葉 青春と命をかけた衣川氏たち。しかし、のちに福山氏のご子息である満氏から提供された「京都日日新聞」（昭和一六年一月二七日付）の切り抜きには、西陣織染職人の仕事を失った福山氏の困窮状態の紹介に続いて、京都職業紹介所所長の次の言葉が紹介されており、引つからざるを得ません。「不具者には不具者としてまた長所を持っている。適材適所に置いて個性を生かしてやればいい」

不具者の長所とは、不遇に耐える忍耐強さや勤勉さ、軍需工場に押し込んでも見込めるとした労働能力でしょう。それらをひっくり返して、「個性を生かしてやる」のだからありがたく思えとして、巨大な軍需工場に押し込んだのです。不具者といわれ、生かしてやるといわれても、感謝・感激せざるをえない福山氏らろつあ者の苦渋。そして應徴士章を胸にした衣川氏の「光栄」も、戦中を生き抜いたろつあ者の歴史として受け止め、真実を探求していかねばと強く思うのです。

福山農扶一氏の深慮遠謀 元工員の加藤喜一郎氏から提供された工員名簿を整理したときに気付いたのは、福山氏の偉さと思慮深さでした。昭和一五年九月五日が、福山氏の尼崎精工採用日です。そして福山氏のほかに、鳥居、清水、小泉、森田、加藤、熊越、篠田、下坂、高田、千賀と、以前は京都で着物の染色や織物の仕事に従事していた計一人が、同日に採用されているのです。これが意味するもの、それは、福山氏の仲間思い、その深さと強さです。身を寄せ合わなければ生き抜けない、ろつあ者の結束の強さ、組織性は、いまも昔も変わりません。

もうひとつは、何故この一人だったか、という人いました。そのお相手というのは、戦時中に洲本中学校から尼崎精工に動員されていた方でした。入居者のおひとりで、几帳面な中村正一氏が保存していた当時の資料を、淡路戦争展の会場に展示しました。そのひとつが「出頭命令」です。昭和二〇年七月一三日付、ガリ版刷で、差出人は大阪陸軍造兵廠神戸監督班長とあり、「過般ノ空襲以來未ダニ出勤セズ其ノ兵器生産ニ及ボス影響極メテ甚大ナルヲ以テ速ニ環境ヲ整理シ直チニ工場ニ復帰スベシ（中略）理由ナク出頭セザルトキハ相当ノ処分ヲ受クルニ付為念」との内容です。中村氏は、残念ながら体調を崩し、展示会場に出かけることはできませんでした。それで、タレット工として働いていた中村氏の話も、私から紹介しました。「工場は全滅、防空壕にも爆弾が直撃して背中を貫かれた友が死んだ。京都の親元に命令書が届いた。真っ青になって工場に戻ったが、誰もいない」戦争はもうこりこり

その会場で、展示資料を熱心に見る人があり、話しかけると洲本市在住の野村純弘氏で、洲本中学校の生徒として、尼崎精工に動員されていたとのことでした。「工場の仕事の辛さよりも、空腹が何よりの敵で、百人ものろつあ者の存在など、知る由もありませんでした」と、この日から交流が始まりました。洲本中学校の同窓会が編集発行された記念誌をお貸しいただいたり、関わっておられる洲本図書館市民まつりにもご招待いただくなど、平和交流が続いています。

地域研究史料館と私―結びにかえて 私は平成一六年（二〇〇四）に兵庫県に移住し、特別養護老人ホーム「淡路ふくろろの郷」の建設運動に関わりました。そして、念願の尼崎市立地域研究史料館を訪れること

選の理由です。私もその顔姿の記憶があります。いずれもろつあ協会の指導者であり、すぐれた労働者です。絶望のどん底で得た尼崎精工の職です。尼崎精工がもっともつとろつあ者を採用したくなるように、常人工員の何倍もの仕事ぶりや、その能力を示さねばならない。「我々はただの不具者ではないのだ」と、こぶしを天に向かつて突き上げたかもしれませぬ。福山氏らの深慮遠謀の結果は、どうだったのか。ひと月後の一〇月五日は五人、ふた月後の一月一六日には六人、翌昭和一六年から二〇年五月まで、合計一〇三人の姓名が記されています。もちろん、ろつあ工員への一定の評価があったとはいえず、戦線拡大にもなう徴兵検査基準の引き下げ、技術者や職工を戦場に送り込んだことによる工員不足、学徒動員や中学生、ろつあ学校の生徒も含めての勤勞奉仕など狂気の如き国民総動員体制を背景に、ろつあ者が軍需工場に進出したといえます。ろつあ教育界の猛烈な陳情や、職業紹介所の動きも記憶にとどめておくべきでしょう。

壮健な工員たちが次々と戦地に送られ、尼崎精工にも当時の中学生・高等女学校生徒までもが動員されるなか、一方で全国から馳せ参じた優秀で壮健なろつあ者の一群が、生産競争や相撲大会で存在感を示せたのもいわば当然でしょう。とはいえ、当時、日本ろつあ協会が精力的に発行していた冊子型の会報『聾啞界』に掲載されている相撲大会の見出しが「あまりの嬉しさに」となっており、そう評したろつあ者の心情も、しっかりとくみ取りたいものです。

工和倶楽部と『工和会報』 ろつあ工員たちが、労働組合ならぬ自治組織「工和倶楽部」を組織したことは、すでに述べました。謄写印刷の会報創刊号は、昭和

ができたのです。辻川館長がご案内くださり、それに甘えてたくさん時間を割いていただきました。尼崎精工付近の地図や写真、会社沿革、経営者杉山氏のご子息で詩人の杉山平一氏による回想記『わが敗走』⁽⁴⁾、同じく尼崎精工に動員されていた尼崎中学校生徒・岡本忍氏の日記⁽⁵⁾など、貴重な資料について説明を受け、複写することができました。今回本項を執筆することができたのも、こういったご配慮をいただいた結果です。

結びとして、この調査・研究に導いてくださった、湯浅保雄氏の次の言葉を紹介します。「食べるためとはいえ、飢えないためとはいえ、どうにかたがなかつたとはいえず、しかし、私の造った爆弾はたくさんの人を殺した」

〔注〕

- (1) 聾啞教育福祉協会機関誌『聾啞の光』各号掲載記事及び、元工員の体験記による。
- (2) 奢侈品等製造販売制限規則、ぜいたく品等の製造を制限するもの、昭和一五年七月七日施行
- (3) 昭和二〇年の二名のみ姓名不詳
- (4) ノア叢書一四、編集工房ノア、一九八九
- (5) 岡本忍「尼中生の戦中戦後日記」（『地域史研究』第一五巻第三号、第一六巻第一・二号、一九八六・三、一九八六・二二）、岡本忍「尼中生の戦中戦後日記」（尼中20・21同窓会、一九九〇）に再録

〔参考文献〕

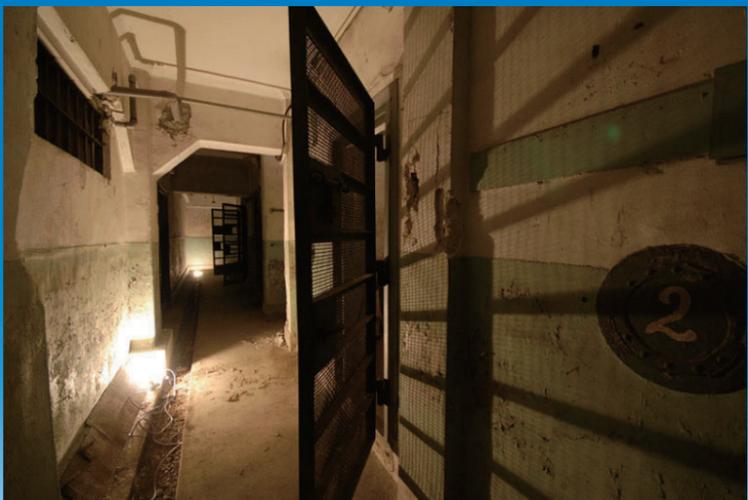
大矢暹「手話「尼崎」考―戦中の聾者徴用工」（『日本歴史学会報告書』七、二〇〇九）

〔執筆者〕 大矢 暹

第三節 〈実践編〉

3 調査・研究から活用へ

近代建築の調査と活用



旧尼崎警察署（北城内）地下の留置所部分
岡崎勝宏氏撮影

はじめに 日本では、一八六〇年代から一九七〇年代ぐらまでのおよそ二〇〇年間に建てられた建築物のことを、近代に建てられた建築物という意味で近代建築と呼びます。煉瓦造や鉄骨造、鉄筋コンクリート造など、ヨーロッパから導入された、伝統的なものとは異なるデザインや近代的な技術で造られていることが特徴です。しかし、その多くが経済的な原理の影響を受けやすい都市部に建てられていることや、幾度もの法改正により現在の耐震基準に合わないまま建っていること、建物を構成する鉄やガラス、コンクリートといった材料の劣化が早いこと、さらに近代以前に建てられた建物と比べて歴史的文化的価値が見出されにくいことなどから、解体や建て替えの対象となりがちです。なかでも、一九二〇年代から七〇年代ぐらいままでに建設された鉄骨造や鉄筋コンクリート造のモダニズム建築と呼ばれる建物は、装飾がほとんどなく単なるビルのように見えるため、その価値が社会に受け入れられにくいものとなっています。

一方で、近年、近代建築の価値が高く評価されつつあります。二〇〇〇年代に入り、明治末期に建てられた迎賓館（旧赤坂離宮／片山東熊設計／一九〇九年・明治四二―竣工）が国宝に指定されました。一般からの関心が低いモダニズム建築でも、宇部市渡辺翁記念会館（宇部市民館／村野藤吾設計／一九三七年・昭和一二―竣工）や世界平和記念聖堂（村野藤吾設計／一九五四年竣工）、広島平和記念資料館（丹下健三設計／一九五五年竣工）などが次々に国の重要文化財に指定されていますし、国の登録有形文化財も二〇一五年（平成二七）現在で一万件以上にまで増えています。また、国内各地で近代建築の見学ツアーが開催されたり、近代建築に

設計者が著名な建築家であれば、作品集や伝記などが出版されており、そこに対象となる建物が掲載されている場合もあります。国立情報学研究所（NII）のウェブサイトにある学術情報のデータベースサービス「Cinii Books」に設計者名などを入力し、所蔵する図書館を検索してみましょう。

対象となる建物が、国・自治体の指定文化財や、登録文化財、景観形成重要建造物などに指定・登録されている場合は、すでに基本的な調査が行なわれており、県や市が発行する報告書やインターネットから情報が得られます。

また、一九四五年までに建設された歴史的建造物であれば、都道府県や主要な市町村の教育委員会がまとめた「近代化遺産総合調査」の報告書に掲載されている場合があり、おもな建物については由来や歴史的評

「戦前期尼崎市宮織関係写真アルバム」より開明尋常小学校正面入り口部分。竣工した一九三七年頃に撮影と推定。開明小学校閉校後、市役所開明庁舎として再利用する際の復元工事にあたり、こういった写真類が参考資料として活用された。



価も記載されています。一方、一九四五年以降の近代建築については、二〇一五年から文化庁の委託による日本建築学会の調査が始まったところです。いずれ成果がまとめられるはずですが、なお、尼崎市内の近代建築については、尼崎市が都市美形成建築物等の指定を行なうための基礎調査を一九八七年度に実施しており、その結果が『都市美形成建築物等基礎調査（近代・現代 報告書）（一九八八）』としてまとめられています。

日本建築学会や建築史学会、日本民俗建築学会、日本都市計画学会、都市史学会、日本デザイン学会、意匠学会など、建築系や都市系、デザイン系の学会の論文によって、すでに建物の調査結果や学術的な評価が公表されている場合もあります。それらは、国立情報学研究所の「Cinii Articles」により、建物名や建築家名などのキーワードから検索できます。

文字・写真資料（一次資料） 前述のようなガイドブックや作品集、報告書、論文集などに掲載されていない建物、すなわち未調査であるか、調査が不十分な建物については、次のような調査を行ないます。この場合、一次資料を調査することになります。

竣工年が判明している建物であれば、『建築と社会』『新建築』『建築世界』などといった当時の建築系雑誌や、建設会社が年刊で発行している工事写真帖などから情報を得られることがあります。建物によっては、竣工時の建物を記録した竣工写真帖や、俗に「竣工パンフレット」と呼ばれる冊子が残されている場合があります。また公共建築の場合、いわゆる行政文書（歴史的公文書簿冊）のなかに、その建物の建設経緯や記録が残されている場合があります。図書館や史料館、公文書館などで調査することができます。

関する書籍やガイドブックが出版されたりして、一般の間でも徐々に関心が高まっています。

本項では、社会的にさまざまな問題を抱えながらも関心が高まっている近代建築について、建物の歴史や由来を調査し、価値を特定し、活用する方法を解説します。近代建築を活用するには、その建物の特徴を生かすことが重要です。そのためには、建物の調査を的確に行ない、適切な評価を行なうことが必要になります。その評価が、活用のために建物の修復や改修を行なう際の指針になるからです。以下、調査や評価、活用など項目をわけ、作業の順に方法を記述します。

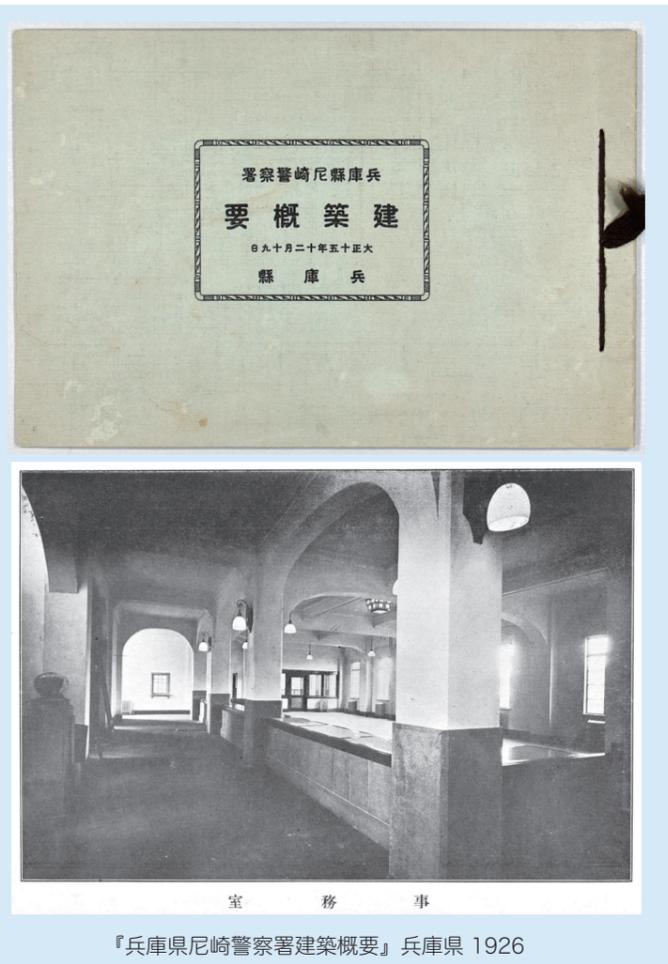
文献調査 調査には、大きく文献調査と現地調査の二つが存在します。最初に、対象となる建物についての文献調査を行ないます。文献調査とは、書籍や雑誌、報告書、論文、行政文書、図面資料、写真資料などを用いて、その建物の基本情報や建物の建設経緯、歴史、改修や修復の経歴、建築家の情報などを得るものです。文字・写真資料（二次資料） 対象となる建物が、すでに調査されている場合がありますので、まず二次資料を調べます。著名な歴史的建造物であれば、市販されている建築のガイドブックなどから、基本情報や簡単な歴史的評価を得られる場合があります。兵庫県下のものが含まれる手頃なものとして、『近代建築ガイドブック』関西編（鹿島出版会、一九八四）、『近代名建築コースガイド』神戸・兵庫版（日本機関紙出版センター、一九九六）、『建築MAP 大阪／神戸』（TOTO出版、一九九九）、『日本近代建築大全』西日本篇（講談社、二〇一〇）などがあります。ただし、こうしたガイドブックは情報が正確でないことがありますので、見当をつけるのに用いることをお勧めします。

設計者名が明らかで、作品集や伝記が発行されていない場合、当時の建築系雑誌をいかに調べることで、その設計者が設計した他の建物の写真や論考が見つかる場合があります。それらから、設計者の思想や他の建物の様子を把握します。

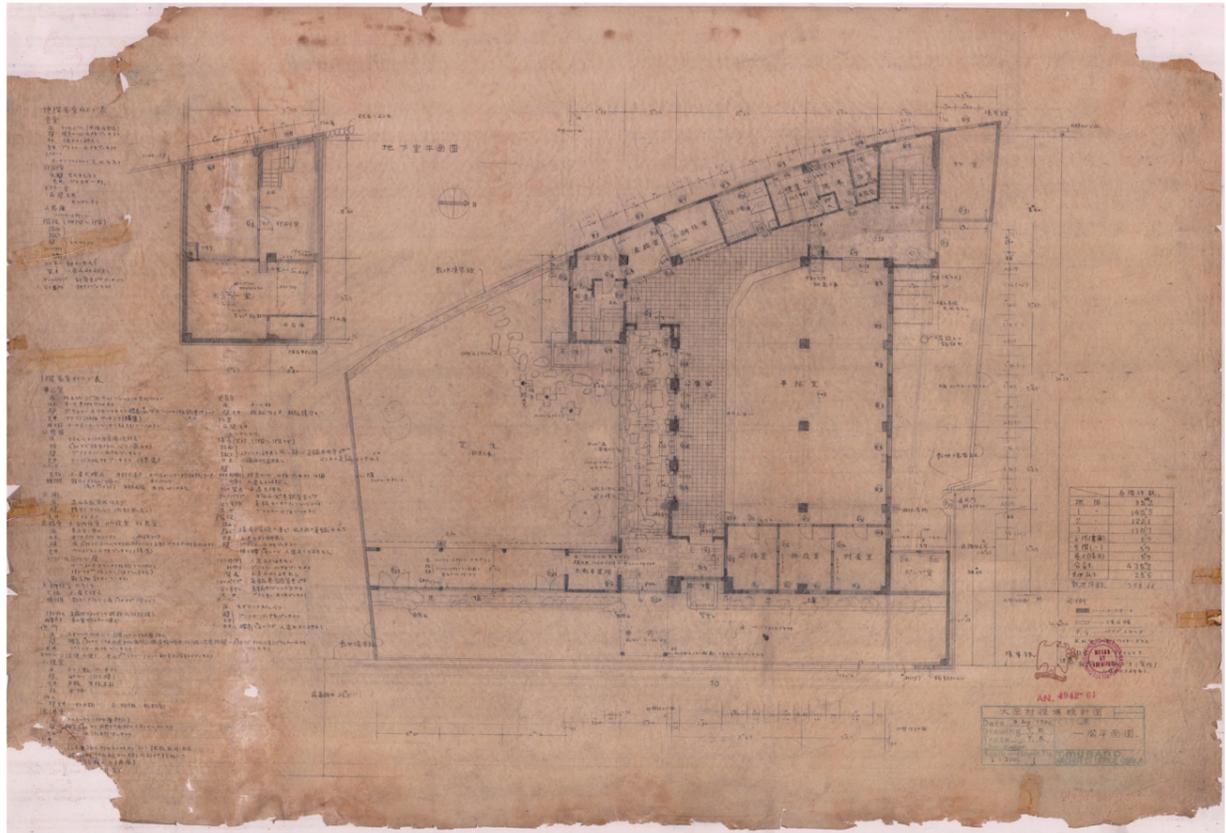
また、対象となる建物が一九二四年以前に建設されたものであれば、当時の全国の建築設計事務所や建設会社、工務店などの名称や所在地などの情報が記載された『日本建築要鑑』（江村恒一編、日本建築要鑑発行所、一九二四）から情報が得られる場合があります。同書は国立国会図書館近代デジタルライブラリーに公開されており、インターネット上で閲覧できます。また日本建築学会など建築系団体の会員名簿、あるいは地方自治体の職員録、大学の同窓会名簿などから、設計者や施工者の所属、学歴、住所などが明らかになる場合もあります。名簿は各団体や大学の図書館、公共図書館、史料館などに保管されています。

建物の施主や所有者が不明で建物の所在地が明らかでない場合、法務局の土地台帳を調べることで施主や所有者の氏名が明らかになります。その施主や所有者が著名な企業の社長や創立者であれば、企業の社史や伝記、紳士録などに、職歴や学歴、住所などが記載されていることがあります。

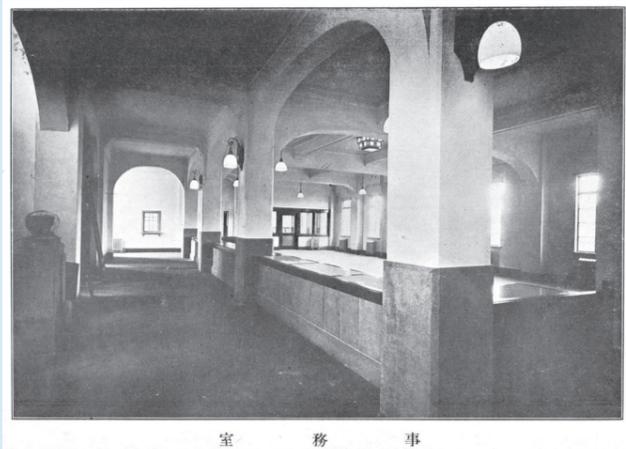
建物の写真は、竣工当時やその後の建物の様子を明らかにするための重要な資料です。写真は建築家の作品集や当時の建築系の雑誌、工事記録、竣工写真帖、竣工パンフレットなどに掲載されていますが、ほかにも入手方法があります。地域の史料館・公文書館などに保存されている、当時の自治体や写真館、市民が撮影したさまざまな写真のなかに、建物の写真が見



（図1）大庄村役場（現尼崎市立大庄公民館）1階平面図 京都工芸繊維大学美術工芸資料館所蔵



『兵庫県尼崎警察署建築概要』兵庫県 1926



時の法制度を調べることで、その建物の形態の由来、都市的な文脈のなかでの建物の意味が明らかになります。各自自治体史には、自治体ごとの都市計画やまちづくり、地域の歴史の概要が書かれています。より詳細に知りたい場合は、建物が竣工した当時の都市計画法令集などにより、その時代の都市計画法や建築基準法を調べます。

口セスも明らかになります。著書や作品集、雑誌でも公表されていない作品や、設計されたものの建設されなかった建物の図面が残されていることもあります。尼崎市立大庄公民館と尼崎市庁舎の原図は、村野藤吾の図面資料を五万点以上所蔵する京都工芸繊維大学美術工芸資料館に収蔵されています（図1）。竣工当時の図面と現在の様子を比較すると、建設後の変化がよくわかり、オリジナルの部分特定することができます。村野の設計意図が読取できる、設計途中の図面も残されています。尼崎市庁舎については家具の図面も多数残されており、現存する家具と照らし合わせることで、オリジナルのものを特定できます。原図のコピーもしくは青焼き図面は尼崎市が所蔵しています。

江戸時代までに建てられた建物の場合、図面資料は現存しないか、現存しても簡単なものであることがほとんどです。厳密な縮尺により細部まで描かれた図面は、近代建築に特有の資料だといえます。近年は、京都大学が所蔵している「J・コンドルの図面資料」、『ジョサイア・コンドル建築図面』が国の重要文化財に指定されるなど、図面が文化財として評価され始めています。

図面資料は、対象となる建物内や、美術館、博物館、図書館、大学、行政機関などで保管されている場合があります。日本には建築の図面資料を専門的に扱う資料館がほとんど存在せず、二〇一三年に東京都文京区に文化庁国立近代建築資料館が開館して、ようやく整備が進みつつあります。文化庁の委託調査として日本建築学会による「近代建築資料全国調査」も始まり、図面を中心とした建築資料の所在地が把握されつつあります。こうした調査の報告書を活用して、

図面資料 文字・写真資料以外に重要なものとして、図面資料があります。建物を建設するために、その平面図や立面図、断面図、詳細図、構造図や設備図などを、五〇分の一や百分の一、二百分の一などの縮尺で描いたものです。インクや鉛筆描きによる原図と呼ばれる図面以外に、コピーや青焼きの図面も存在します。図面から、数多くの情報が得られます。建物が建設された当時やその後の正確な建物の形態・寸法、方位、敷地のなかでの配置、階段手摺や装飾など細部の形、建物の構造や設備の仕組みなどです。建設された当時とその後の図面を比較すれば、増築・改修された部分も明らかになります。また設計の途中段階の図面やスケッチが残されていれば、設計者の発想や設計プ

つかる場合があります。また、著名な建築家や建設会社の建物を専門に撮影している建築写真家が、写真を保管している場合もあります。村野藤吾が設計した尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場／一九三七年竣工）や尼崎市庁舎（一九六二年竣工）であれば、建築写真家・多比良俊雄の写真が存在します（本書第一部に尼崎市庁舎の写真掲載）。多比良のように、撮った写真家が亡くなっている場合、遺族やその遺志を継いだ機関などがネガを保管し、版權を管理しています。使用の際には、著作権の所在や許諾に注意する必要があります。また建物は、設計者や施主の自由意思で建てられているわけではありません。何らかの規制が掛けられた法制度のなかで建てられています。建物が竣工した当

資料の所在を調べることができます。

図面は、建物の歴史的評価だけでなく、改修計画、修復計画、耐震計画などを立てるうえでも必要不可欠な資料です。何らかの形で既存のものを入手するか、存在しなければ、後述するような現地調査を通じて作成しましょう。

現地調査 次は現地調査です。現地調査とは、建物の意匠の目視による確認や写真撮影、小屋裏（屋根と天井の間）にできる空間）での棟札の確認、メジャーを用いた建物の実測など、建物内で実施する調査を意味します。建築は、空間をとめないながら、ひとつの場所を占めています。現地や現物を確認することで、文献調査では得られないことが判明するものです。

目視調査 現地調査のうちで簡単かつ主要な方法は、目視による建物の意匠や技術の調査です。文献調査による写真や図面を用いた意匠の調査も可能ですが、現地調査では、より具体的かつ体系的にとら

えることができます。

意匠の調査は、様式の特定や全体から細部までの特徴の把握を行いません。その建物が建てられた時代の他の建物と比べたり、同じ建築家の他の建物と比べたりするなど、総合的な視点からとらえることで、建物の特徴や価値をとらえることができます。それにはさまざまな知識が必要ですが、それらは建築史の通史や図解書などを参照することで得られます。

技術については、鉄筋コンクリート造や鉄骨造、煉瓦造、木造といった一般的な種別のほか、プレファブの一種である乾式工法、コンクリートブロック造といった特殊なものもあります。鉄筋コンクリート造であっても、特殊な技術を用いて建設している場合もありますし、時代や場所に特有の技術も存在します。技術が持つ意味を読み解くことで、その建物の特徴や価値をとらえることができます。

建物が木造の場合、施主や設計者、施工者の氏名や建物の竣工年が書かれた棟札が小屋裏に残されていることがありますので、確認しましょう。それらが判明すれば、文献調査により詳細な情報や建物の由来を調べることができます。

実測調査 現地調査でもうひとつ重要なものが、実測です。建物の寸法を、コンベックス（メジャー）などを用いて計測し、平面図や立面図、断面図、展開図、詳細図などによって記録する作業です。実測は図面資料が存在しない建物を記録するために行なうものですが、図面資料が存在する場合でも行なうことがあります。実測によって既存の図面には記述されていない細部の寸法を得ることができますし、図面に描かれていない通りに建設されていないことも多いからです。村野

藤吾のように、建築家によっては建設現場で図面の設計を変更してしまう設計者もいますし、建設後に増改築が行なわれてオリジナルの図面とは異なっている建物もあります。実際に建っている建物をありのままにとらえるには、実測が適当です。

実測では、目測で建物の全体や部分の形態を方眼紙にスケッチし、該当する建物の部分をコンベックスやレーザー測定器などを利用しながら実測し、画板に置いた方眼紙に記入します。この時、定規は使わず手描きで記入します。その後、建物を平面図や立面図、断面図、展開図、屋根のつくりを描く屋根伏図^{やぶせず}などにわけて、定規を用いて百分の一や二百分の一などのスケールで清書し、寸法を記入して完成させます。

実測による寸法から、設計の意図や時代、影響関係をとらえることもできます。たとえば、近代建築の巨匠ル・コルビュジエは、モデュロールと呼ばれる黄金比による寸法体系を用いましたが、日本にもそれを用いる建築家がありました。寸法を正確に測ることで、モデュロールを用いているか否かが明らかになります。日本では戦前までは尺寸単位が用いられていましたし、ヨーロッパの技術者が設計した場合は別の単位を用いている場合があります。

また、木造の建物は、鉄筋コンクリートや鉄骨造と異なり、改築や移築を比較的容易に行なうことができます。したがって木造の建物は、オリジナルとは異なる姿で現存し、その改造の痕跡が柱や梁などに残っている場合があります。実測の際に痕跡を記録することで、改造や移築の経緯を推測することもできます。その記録は、活用の際に建物をオリジナルの姿に戻すかどうかについての判断の参考になります。

あったり、塔が建てられていたり、玄関上部や塔の上部には装飾がみられたりするなど、古風な要素が混在していることが特徴だといえます。屋内に竣工当時の様子が残る居室や階段が現存していることも特徴です。技術についてはどうでしょうか。この建物が竣工した一九三七年には、現在ほど鉄筋コンクリート造が普及していたわけではありません。ですので、鉄筋コンクリート造であること自体に大きな価値があります。そして一九三七年一〇月には、日中戦争の影響で「鉄鋼工作物築造許可規則」による鉄鋼の規制が始まり、終戦を迎えるまで鉄筋コンクリートの建物の建設は制限されます。そういう意味でも貴重です。また、外壁に貼られたタイルは塩焼タイルと呼ばれるもので、現在では製造不可能な技術によるものです。

設計者 対象となる建物が、設計者の作品としてどのような価値を持つかという評価も重要です。設計者のデビュー作という評価や、公共建築作品として最初のものだという評価、晩年の最高傑作といった評価があり得ます。設計者の作品群のなかでとらえることにより、建築史の大きな流れからはみえてこない特徴をとらえることができます。

たとえば尼崎市庁舎は、村野藤吾の作品履歴でみると、彼が手がけた戦後二番目の庁舎建築になります。柱と窓を重ねるようにデザインするなど、壁面を中心に村野ならではの特徴がみられるほか、市民のための空間のあり方も重要です。村野は低層棟の一階から二階にかけて吹き抜け空間を作り、「市民ホール」と名付けています。これは、同時代に活躍し各地に庁舎建築を設計した丹下健三のものと大きく異なります。丹下の「市民ホール」はガラス張りで開放的なもので

なお、建物の文献調査及び現地調査には、以下のような文献が参考になります。

〔参考文献〕

文化庁歴史的建造物調査研究会編著『建物の見方・しらべ方 江戸時代の寺院と神社』（ぎょうせい、一九九四）

日本産業遺産研究会・文化庁歴史的建造物調査研究会編著『建物の見方・しらべ方 近代土木遺産の保存と活用』（ぎょうせい、一九九八）

文化庁歴史的建造物調査研究会編著『建物の見方・しらべ方 近代土木遺産の保存と活用』（ぎょうせい、一九九八）

価値評価

次に、文献調査と現地調査で得た情報を総合的に用いながら建物を評価します。その評価は、建物をどのように活用するかを決める際に指針となります。ここでは、歴史的、文化的な視点からの評価と耐震診断に絞って論じます。実際には、建物の耐火性や避難経路などの安全性、建物の現状の法規制、庭の植生など、建物の活用に向けて、さらにさまざまな調査と評価が必要になります。

まずは、建物の意匠や技術についての評価です。竣工当時の写真資料や図面資料、現地調査による目視などから、意匠や技術の特徴をとらえます。装飾や手摺階段、天井や柱の形態など細部にも注目して調査していきます。建物が建設された時代に、その意匠や技術がどのような意味を持つのかについても評価します。

大庄公民館を例に取りましょう。この建物の意匠は、鉄筋コンクリート造で抽象的な形態からなる、いわゆるモダニズム建築だといえます。しかし茶色いタイル貼りであったり、窓が小さいポツ窓と呼ばれるもので

が、村野のそれは壁で囲われた大きな居室のようです。ヨーロッパの庁舎建築の伝統を意識したものと考えられます。つまり尼崎市庁舎は、村野が独自の市民のための空間を提示した建築作品だと位置付けられます。

都市景観 もうひとつ重要な評価は、都市的あるいは景観的な視点からのものです。建物は、都市や農村、自然環境といったさまざまな文脈のなかに建っており、その文脈のなかで独自の意味を持っています。たとえば、建物が周辺の建物の高さに合わせて設計されていれば、美しい街並みを創ることに貢献していますし、逆に周囲から際立って高く聳^{そび}えれば、地域のランドマークとしての役割を果たします。また、建設当時その建物が地域で果たした役割を考えると、その建物が都市的な評価を与えることができます。

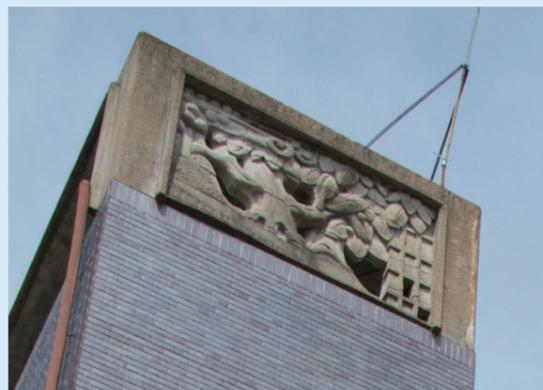
尼崎市庁舎の場合はどうでしょうか。尼崎市域のほぼ中央に位置する敷地に建てられていますが、これは「人口重心」付近に庁舎建築を建てることが適当だとされた、当時の都市計画の思想を反映したものです。近年では、庁舎は利便性を考慮して大規模な駅の付近に建てるが増えています。つまり尼崎市庁舎の立地そのものが、時代に特有のものだと評価できます。また尼崎市庁舎の高層棟は、竣工当時この付近でもっとも高い建物だったと思われます。ランドマークとして、象徴性を強調するデザインだといえます。

耐震診断 近年、近代建築活用のうえで耐震診断が重要になっていきます。耐震診断とは既存の建物の構造力学的な強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）や被害の程度を診断することを意味します。これは一定の知識や技術、資格を持つ専門家が実施し

ます。第一次診断から第三次診断までが存在し、図面資料と現地調査の情報を組み合わせながら実施していきます。

第一次診断は、建物の各階の柱と壁の断面積、その階が支えている建物重量から計算する簡便な方法です。正確な図面資料があれば、そこから求められます。

第二次診断は、柱と壁の断面積に加えて鉄筋量も調べますが、梁は考慮しない診断方法です。現地調査を行ない、目視や打音検査により建物の劣化状態（ひび割れ・漏水・鉄筋錆・コンクリート爆裂）を調べます。建物のコンクリートのサンプルを収集し、圧縮強度や中



大庄公民館（旧大庄村役場）
上：オリーブのレリーフをほどこした塔屋
右：塩焼タイルが貼られた外壁と、窓のデザイン（本書第1部にも写真掲載）



1962年竣工当時の尼崎市役所低層2階
設計者の村野藤吾が「市民ホール」と名付けた空間



右：尼崎戦後史聞き取り研究会主催「尼崎市内近代建築ウォッチング」旧尼崎警察署の前を歩く（1999年11月28日）
左：あまがさき市民まちづくり研究会ほか三団体主催「あまがさき城内フォーラム 旧尼崎警察署建物保存活用ミニシンポジウム」（2008年10月18日、会場：旧尼崎警察署）講師席向かって右からパネラー岡崎勝宏氏、本項筆者・笠原一人氏、綱本琴氏、司会者。このミニシンポの記録は『地域史研究』第39巻第1号（2009.9）に掲載されている。

性化等の試験を行なうことも必要になります。第一次診断よりも、結果の信頼性が高くなります。
第二次診断は、柱と壁に加えて梁を考慮して計算する、より高度な診断方法です。診断の結果は、次の活用の計画に大きく影響します。

活用 調査と評価を経て、最後に活用の方法を検討します。活用にもいろいろな方法があります。建物に大きく手を加えることなく現状のまま一般公開し、鑑賞や研究の材料とすることも活用のひとつです。元の用途や機能を失った建物を別の用途や機能に転用し、大きく改修して使用することも活用です。

一般公開 一般公開は、建物の価値がある程度判明しているものの、活用の方法が定まっていなかったり、また建物の社会的認知度や文化的な価値を高めたいため場合に有効な方法です。一般公開することで、建物の内外を観覧した専門家や市民の意見を聞き、それを元に活用のあり方を検討することもできます。一般公開に合わせて清掃したりメンテナンスを実施したりすれば、建物維持のよい機会にもなります。少額の入場料を課したり寄付を募ったりすることで、準備費用の一部が賄えます。本格的な活用の準備段階に位置付けられ、さまざまな効果が期待できます。

一般公開は、所有者の許可を得て実施します。その主催者は建物の所有者である場合もありますし、建物の保存や活用を推進する市民団体や学術団体、有志などの場合もあります。所有者や近隣住民、また地域のまちづくり協議会などの理解や協力を得ながら、スムーズかつ効果的なイベントにすることが重要です。

一般公開を実施している尼崎市内の事例としては、旧尼崎警察署（置塩章設計／一九二六年―大正一五―竣

工）があげられます。鉄筋コンクリート造のセセッション風の意匠が特徴の建物で、一九七〇年まで警察署として使われた後、一九九五年まで児童館や市役所の出張所などとして活用され、現在は空き家になっています。あまがさき市民まちづくり研究会などいくつかの市民団体が、ボランティアとして清掃活動や一般公開、活用に向けたシンポジウムの開催などを断続的に実施しており、今後の本格的な活用が待たれます。

転用・改修 建物の元の用途とは別の用途に建物を転用したい場合、あるいは建物に手を加えて改修を行なう場合、さらにさまざまなことを検討する必要があります。しかしいずれの場合も、最初に過去の近代建築の活用事例を知ることから始めるとよいでしょう。

活用事例は、市販の書籍などから情報を得ます。近代建築の活用についての書籍は徐々に増加しています。そのおもなものを、参考文献として掲げました。
『公共建築物の保存・活用ガイドライン』や『再生名建築』『再生名住宅』は、文化財や文化的な価値の高い近代建築の保存・活用の際に参考になります。『リノベーション・スタディーズ』や『集合住宅のリノベーション』、『リノベーションの現場』などは、建物の歴史的価値を重視しない、つまり一般的な建物の活用の際に参考になります。海外の事例を紹介した『団地再生』や『世界のコンバージョン建築』は、日本とは文脈が違つたためそのまま適用はできませんが、活用計画のアイデアを出すうえで参考になります。

次に、設計者など専門家と、所有者が一緒になって、対象となる建物の評価を参照しながら、活用方法を検討します。評価の際に歴史的に価値が高いとされた部分を生かしながら、耐震性や安全性が低ければそれら

を高める方法を検討します。また評価を受けて、建物の所有者や建築家、建築構造の専門家、建築史家、文化財の専門家、地域のヘリテージマネージャー、まちづくり協議会、市民、地域住民などから、活用方法について意見を聞くことも重要です。所有者がどのような意向を持っており、どの程度の財力があるのか。評価を踏まえたうえで、どのような活用や改修の可能性があるのか。耐震性能をどのように高め、文化的な観点からどのように建物を保存すべきか。地域住民にとってのメリットや、デメリットは何か。あらためて、さまざまな観点からの意見を聞き、活用の可能性や必然性を検討します。

（参考文献）
建築保全センター編集『公共建築物の保存・活用ガイドライン』（建築保全センター、二〇〇二）
足立裕司ほか編著『再生名建築 時を超えるデザインⅠ』『再生名住宅 時を超えるデザインⅡ』（鹿島出版会、二〇〇九）
五十嵐太郎ほか編『リノベーション・スタディーズ 第三の方法』（NAX出版、二〇〇三）
日本建築学会編『集合住宅のリノベーション』（技報堂出版、二〇〇四）
五十嵐太郎ほか編『リノベーションの現場 協働で広げるアイデアとプロジェクト戦略』（彰国社、二〇〇五）
村松秀一著『団地再生 甦る欧米の集合住宅』（彰国社、二〇〇二）
小林克弘ほか編著『世界のコンバージョン建築』（鹿島出版会、二〇〇八）

文化財にする 対象となる建物を文化財にして、建物の価値を高めながら活用につなげる方法もありま

す。ここでいう文化財とは、国の文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例などに則つた、指定文化財や登録有形文化財を指します。国宝や国の重要文化財、国の登録有形文化財、都道府県の指定文化財、市町村の指定文化財などが該当します。

指定文化財 対象となる建物を文化財にすることで、社会的評価や文化的価値が高まるだけでなく、保存や活用の際にもメリットがあります。国宝や重要文化財など国の指定文化財の場合、建物の修復や修理に際して、国から補助金を得ることができます。また固定資産税、所得税、相続税、贈与税などの非課税や減免などの優遇措置もあります。こういった補助や税法上の優遇措置は、自治体指定の文化財の場合も同様です。

また国の指定文化財など「特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの」については、建築基準法の適用を除外することができますというメリットもあります。建築基準法は、建物の新築や大規模な修繕、解体修理・移築移転など、建築確認申請が必要な建築行為に際して建物の安全性や耐震性などを確保するための法律で、徐々に更新されています。そのため、歴史的な建物が建てられた当時の法律と異なっており、現状の法律を順守しようとする、建物の歴史的な価値を維持して活用することができなくなってしまう場合があります。そこで国の指定文化財については、建築基準法にもとづかず独自に安全性や耐震性などを確保すればよい、というルールが設けられているのです。

しかし、近代建築はまだ歴史も浅いため、指定文化財となっているものは非常に少なく、こうした恩恵を受けにくいといえます。二〇一五年現在、国宝に指定されている近代建築は、旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）

と旧富岡製糸場の二件だけです。

文化財指定を受けた建築は、修復や改修を行なう場合、国や地方自治体から許可を受ける必要があり、活用の際に改修の範囲や方法も厳しく規制されています。したがって、国や地方自治体からの保存のための補助がある一方で、柔軟な活用がむずかしい制度だといえます。これに対して、国や地方自治体からの補助はあまり期待できないものの、比較的柔軟な活用が可能で文化財があります。それが、一九九六年に設けられた国の登録有形文化財という制度です。

登録有形文化財 国の登録有形文化財は、指定文化財のように国や地方自治体を選定して指定するのではなく、対象となる建物の所有者らが自己推せんして申請し、それが一定の基準を超える価値を持つものであれば、「登録」という形で文化財として認められるという制度です。建物の活用に際しても、指定文化財と比較すると規制は緩く、したがって柔軟な活用が可能になります。国や地方自治体の指定文化財にはなりにくく、また都市部を中心に多数残つていて柔軟な活用が求められる近代建築にはふさわしい制度だといえるでしょう。

しかし問題もあります。国の登録有形文化財は、修復や改修に際しての補助金や減税措置などもかなり低く設定されているほか、前述の建築基準法の適用除外がありません。そのため、活用に際して、建築基準法にもとづいた建物に改善しなければならず、自由な活用がむずかしいという問題点があげられます。ただ近年は、地方自治体の条例により、国の登録文化財に対する建築基準法の適用除外を可能にする制度が施行され始めています。

たとえば神戸市では、二〇一〇年から「景観形成重

「重要文化財（建築物）保存活用計画策定指針」（文化庁、一九九九年三月）
 「重要文化財（建築物）耐震診断指針」（文化庁、一九九九年四月）
 「重要文化財（建築物）所有者診断実施要領」（文化庁、一九九九年四月）
 として活用されています。また京都市では二〇一三年より「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」が施行され、国の登録有形文化財であっても建築基準法の除外が可能になりました。このように、必要な条例を設けることで、近代建築の活用が以前より実施しやすい環境になりました。

尼崎市内の近代建築で、国の登録有形文化財となっているのは、二〇一五年現在、尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場）と東洋精機株式会社本館事務所、さらに尼崎市役所開明庁舎（旧開明尋常小学校校舎）の三件です。うち二件は当初とは別の用途の建物として活用されており、今後も活用しながら建物を保存していくことが望まれます。

なお、国（文化庁）による次のような指針や報告、要領などが、文化財を活用していくうえでの指針となり、あるいは参考となりますので、ぜひ参照してみてください。

〔指針・報告・要領等〕

「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（文化庁、一九九六年一月）

「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」（重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議、一九九六年二月）

『文化財建造物活用への取組み 建造物活用事例集』（文化庁文化財保護部建造物課、一九九八年三月）

「重要文化財（建築物）保存活用計画策定指針」（文化庁、一九九九年三月）

「重要文化財（建築物）耐震診断指針」（文化庁、一九九九年四月）

「重要文化財（建築物）所有者診断実施要領」（文化庁、一九九九年四月）

最後に、文化財など歴史的建造物の評価主体の問題に触れておきます。

従来、歴史的建造物を文化財などにする際は、文化庁や各自自治体の文化財課等に勤務する調査官や技師、職員などの専門家や、大学、研究所、博物館、資料館などに勤務する建築史の研究者らが、対象となる建物の調査や評価を行ってきました。しかし、近年は、ヘリテージマネージャーが歴史的建造物の調査や評価、活用計画に協力することが多くなっています。

ヘリテージマネージャーとは、「地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用してまちづくりに貢献する人材」（ひょうごヘリテージ機構エゴ）と定義されるもので、各都道府県の建築士会などが専門家育成のための講習会を実施し、所定の講習を受講して歴史的評価の専門家として認定された人のことを指します。阪神・淡路大震災により多くの歴史的建造物が被害を受け、修復や改修、活用の道を探る必要が生じた兵庫県下で二〇〇二年から人材育成が始まったのが嚆矢となり、二〇一二年には日本建築士会連合会によって全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会が設立されるなど、いまや数多くの都道府県で活動が展開され、相互の連携も深まっています。

ヘリテージマネージャーは、「地域に眠る歴史文化遺産の発掘」や「保存への筋道をつける手段としての

登録文化財（景観形成建築物）の推進」「歴史的建造物所有者への助言等」などを業務目標として掲げています。なかでも、国の登録有形文化財の登録に果たすヘリテージマネージャーの役割は大きくなっています。これまで知られていない地域の歴史的建造物を発掘し、その調査と評価を行ない、登録有形文化財の登録につなげています。兵庫県では、全国に先駆けてヘリテージマネージャー制度が実施されたことにより、二〇一五年二月現在で六二六件と、都道府県別でもっとも数多くの建造物が国の登録有形文化財として登録されています。

歴史的建造物を国の登録有形文化財にする際には、ヘリテージマネージャーに相談し、自治体の文化財担当者などと連携しながら調査と評価を行ない、保存活用の計画を立てることが有効です。

おわりに 以上、近代建築の調査と活用について概説しました。おおよそ手続きの順に記述しましたが、実際にはこの順序のまま調査や活用が実施されるわけではありません。前後が入れ替わったり、繰り返したり、またここに記していないような作業が必要になったりする場合もありますので、注意が必要です。

建物の価値は、潜在的に建物に備わっているものですが、私たちが主体的に働きかけなければ、その価値は顕在化しません。調査を通じて価値を発掘して言語化し、活用して社会に役立つことで、はじめて、建物がその価値を帯びるようになるといえます。

調査や活用こそが、近代建築に対して価値を与えるのです。

〔執筆者〕 笠原 一人
かさばら かずと